平成２５年度

財政援助団体等監査報告書

工　事　監　査　報　告　書

行　政　監　査　報　告　書

八王子市監査委員

目　　次

○財政援助団体等監査結果報告書

第1　監査の概要 …… 1

第2　財政援助に関する監査…… 1

第3　出資に関する監査…… 4

第4　指定管理に関する監査…… 6

第5　監査対象団体の概要 …… 10

○工事監査結果報告書

第1　監査の概要 …… 29

第2　工事の概要 …… 30

第3　監査の実施状況 …… 32

第4　監査の結果 …… 33

○行政監査結果報告書

第1　監査の概要 …… 35

第2　調査の結果 …… 36

第3　監査の結果 …… 44

≪ 参 考 ≫　AED設置状況一覧…… 57

≪ 資 料 ≫ …… 62

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により、平成２５年度財政援助団体等監査、工事監査及び行政監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成２５年１２月１８日

八王子市監査委員　　白　柳　和　義

同　　矢　野　和　利

同　　松　本　良　子

同　　高　木　順　一

平成25年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助（補助金）、出資（出えん金）及び公の施設の指定管理（以下「指定管理」という。）に関する団体監査並びに同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

2 監査の範囲

平成24年度に執行された会計事務及びその他の事務

3 監査の期間

平成25年9月2日から同年12月16日まで

4 監査の基本的視点

財政援助、出資及び指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

第2 財政援助に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる補助対象事業、団体及び所管部課は、次のとおりである。

№	対象団体	対象事業	所管課
(1)	公益社団法人 八王子市勤労者福祉サービスセンター	・人件費補助金　・福利厚生促進奨励金 ・中小企業退職金共済掛金補助事業補助金	産業振興部 産業政策課
(2)	公益社団法人 八王子観光協会	・人件費 ・花火大会　・フィルムコミッション ・観光大使制度　・観光マップの作成 ・ボランティアガイド制度 ・高尾陣馬ファンクラブ ・八王子インフォメーションセンター	産業振興部 観光課

2 監査の観点及び方法

監査は、次の表頭欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる事項を主な観点として、書類審査、質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

財政援助団体	所管部課
⑴ 補助事業等は目的に沿って適正に執行されているか。	⑴ 財政援助等の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
⑵ 補助事業等は、市の交付決定に基づき適正に執行されているか。	⑵ 補助金等の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
⑶ 予算書、決算諸表等と補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。	⑶ 補助金等の支出及び積算・返還事務は適正に行われているか。
⑷ 諸規程の整備はなされているか。	⑷ 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
⑸ 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。	
⑹ 出納関係帳票の整備は適切か、また、領収書等の証拠書類の整理、保存は適切か。	

3 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

⑴ 公益社団法人 八王子市勤労者福祉サービスセンター

【指摘事項】

福利厚生促進奨励金等の事業補助金の交付事務手続等について

市は、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（以下「規則」という。）に基づき、「福利厚生促進奨励金交付要綱」及び「中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱」（以下「各補助要綱」という。）を定め、公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が実施する、センターへの加入促進を目的としてセンターに新たに加入した中小企業に対し奨励金を給付する事業及び中小企業が支払った退職金共済掛金の一部をセンターが補助する事業（以下「各補助事業」という。）に対し、センターを補助対象者として、各補助事

業に係る経費の補助（以下「各補助金」という。）を行っている。

そこで、平成24年度における各補助事業の交付申請書、実績報告書及び市の補助決定等の関連書類並びにセンターの会計帳簿及び補助金等の支給関連書類についてみたところ、次のような不適切な事務処理が確認された。

① 各補助金とも、センターから提出された実績報告書に基づく補助金の確定額が、財政課作成の補助金実務マニュアルに明記されている変更手続を経ることなく、交付申請書に基づく既交付決定済額を上回る補助金額で額の確定処理が行われていた。

② 各補助金とも、センターから提出された実績報告書の報告日以降に会計処理された補助対象経費が、実績報告書の補助金使用額に計上されていることが確認され、規則に規定する事業完了に基づく実績報告となっていなかった。

このような状況が生じたのは、次に示すような原因によるものと考えられる。

① 各補助金とも、各補助要綱において「補助率は 10/10」と規定されており、制度設計上、補助金を原資としてセンターが各補助事業を実施するものと想定されていると思われる。それにもかかわらず、市からの補助金の支払については、各補助要綱において、「センターは補助金確定通知書の受領後に補助金の請求をする」と規定されている。このため、センターは、年度内に補助金の受領（若しくは債権確定）を行う必要上、事業完了を待たずに実績報告せざるを得ないことによると思われる。

② 各補助金とも、制度設計上、収支予算作成時の補助見込額に対し、各補助事業の実施に伴う補助実績額が増減するであろうことは十分予測できるにもかかわらず、各補助要綱において、変更交付に関する手続や申請様式等が定められていない。このため、センターは既交付決定済補助額の増額が必要となった場合の手続を行うことができず、所管課としても当然行うべき増額決定処理が省略されてしまうことによると思われる。

ついては、所管課は、各補助金の制度設計の再検証とセンターにおける各補助事業の実施状況の把握を行い、センターと協議のうえ、各補助要綱を実態に即した合理的なものに改正のうえで、センターへの指導を行い、規則等に基づく適正な事務処理に改められたい。

第3　出資に関する監査

1　監査の対象

監査対象となる団体及び所管部課は、次のとおりである。

対象団体	種別	所管課
一般財団法人 八王子市まちづくり公社	出えん金	都市計画部 都市計画課

2　監査の観点及び方法

監査は、次の表頭欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる事項を主な観点として、書類審査、質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

出資団体	所管部課
⑴　定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。	⑴　出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
⑵　出資目的に沿った事業運営が行われているか。	⑵　証券等の保管は良好か。
⑶　決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。	⑶　出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
⑷　事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。	
⑸　経営成績及び財政状態は良好か。	
⑹　収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。	
⑺　関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。	
⑻　会計経理及び財産管理は適切か。	
⑼　資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。	

3 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

(1) 一般財団法人 八王子市まちづくり公社

【指摘事項】

多摩ニュータウン道路等維持業務における単価契約の取扱いについて

一般財団法人八王子市まちづくり公社（旧一般財団法人八王子市住宅・都市整備公社。以下「公社」という。）は、多摩ニュータウン道路等維持業務を市から受託し、道路維持修繕、道路照明灯修繕、交通安全施設維持修繕、街路樹等維持、道路清掃及び除雪を実施している。

一般的に道路の補修や照明灯の交換等の修繕は、支障箇所を速やかに補修することが強く求められており、通常の契約方法による対応では事務等の処理に時日を要すため、工種毎の単価契約を行っている。

そこで公社が実施する道路維持修繕、道路照明灯修繕及び交通安全施設維持修繕（以下これらを「道路関連修繕」という。）の契約内容を確認したところ、市が締結している道路関連修繕における単価契約を参考に、市の単価契約と同内容で、市の契約業者と一者指定随意契約を締結しており、全ての道路関連修繕を単価契約に基づき実施していた。

また、単価契約に工種がない道路関連修繕については、あらかじめ単価契約の工種に特殊施工費（100円～10万円）を設け、当該工事費を当てはめて、算出していた。

この単価契約の取扱いについて、次のような適切とはいえない事例が認められた。

⑴ 単価契約による特殊施工費を適用した道路関連修繕が複数あったが、特殊施工費が単価契約に工種のないものを施工する例外的なものであることから、施工内容を十分検討したうえで、判断すべきものと考える。しかし、その適否を判断する明確な基準はなかった。

⑵ 市の単価契約の工種に該当するものがなくとも、公社が別途、単価契約を締結することが可能であるが、同種の照明器具の交換が複数箇所あっても特殊施工費により施工していた。

ついては、所管課においては、単価契約による特殊施工費の適用は、その適否を判断する明確な基準により、適切に実施することが肝要であることから、工種、数量、金額、図面、工期等、道路関連修繕の内容を十分検討したうえで判断するための、明確な基準を定めるよう公社を指導されたい。

また、現在、参考としている市の単価契約の工種に該当するものがなくとも、同種の施工を複数箇所実施する可能性があれば、公社が別途、単価契約を締結するよう併せて指導されたい。

このほか、所管課は「市の出資により設立された財団法人に対する助成等に関する条例」及び「八王子市外郭団体の運営指導に関する要綱」に基づき、公社の運営指導事務を行うべき立場である。本件の取扱いについては、所管課（監査対象年度では、まちなみ整備部住宅対策課）における運営指導の責務もあったと考える。

今後は、新たな担当所管課である都市計画部都市計画課において、適切に運営指導を行うよう努められたい。

第4　指定管理に関する監査

1　監査の対象

監査対象となる指定管理施設、指定管理者及び所管部課は、次のとおりである。

№	対象団体	対象施設	所管課
⑴	共立・ＮＴＴファシリティーズ 共同事業体	市民会館 （オリンパスホール八王子）	市民活動推進部 学園都市文化課
⑵	ＮＰＯ法人 八王子市民活動協議会	市民活動支援センター	市民活動推進部 協働推進課
⑶	公益社団法人 八王子観光協会	夕やけ小やけふれあいの里	産業振興部 観光課
⑷	（株）京王設備サービス・ ジョンソンコントロールズ(株) 共同事業体	北野余熱利用センター （あったかホール）	資源循環部 北野清掃工場

2　監査の観点及び方法

監査は、次の表頭欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる事項を主な観点として、書類審査、質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

指定管理者	所管部課
⑴ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。	⑴ 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は、法令、条例等に基づき適正に行われているか。
⑵ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。	⑵ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
⑶ 利用料金の設定等は適正に行われているか。	⑶ 管理に関する経費の算定、支出手続等は、条例、規則、協定等に従い適正に行われているか。
⑷ 公の施設の管理に係る諸規程の整備はなされているか。	⑷ 事業報告書の点検及び管理に関する経費の精算事務等は適正に行われているか。
⑸ 公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。	⑸ 利用料金の承認手続は適正に行われているか、また、指定管理者に対して適時、適切に報告を求め、調査･指示を行っているか。
⑹ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か、また、領収書類の整備、保存は適切か。	

3 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善･検討を要する事項が見受けられた。

⑴ 株式会社 京王設備サービス･ジョンソンコントロールズ株式会社 共同事業体

【指摘事項】

北野余熱利用センターの指定管理業務に関するモニタリングの適正な実施について

市と株式会社京王設備サービス･ジョンソンコントロールズ株式会社共同事業体（以下「共同事業体」という。）の間では、八王子市北野余熱利用センター（以下「センター」という。）について、共同事業体を指定管理者に指定してセンターの管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結している。これに基づいて、共同事業体は基本協定に規定されたセンターの管理業務を実施しており、市は共同事業体との間に締結したセンターの管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）に基づき、当該業務に係る指定管理料を支払っている。

また、市は、市民に対し、より質の高いサービスの提供を確保するため、指定管理者の行う指定管理業務に関して、市作成のガイドラインに従いモニタリングを実施することを基本方針として掲げている。

そこで、センターに係る、期中及び期末モニタリングシートをみたところ、次のとおり実態とは異なる内容が見受けられた。

① 経理の処理状況について、独立した会計帳簿を確認し、適正であるとされていたが、実態は、指定管理業務の経理の状況を確認できるような独立した会計帳簿はなく、また、プール利用料金収入については、誤った金額を計上したものが、決算資料として市へ報告されていた。

② 現金の取扱いについて、所管課においては、指導内容は遵守されていると年間評価していたが、指定管理者にヒアリングを行った際、金庫保管金額等指導された内容では事務処理が困難との意見もあり、実態としては、指導内容は遵守されていなかった。

③ 施設の維持管理について、報告書を確認しA評価としていたが、実態は、センターで保管している保守点検等の契約書綴りには一部注文書と注文請書のみのものもあり、消防設備点検については、工期が誤って記載されていた等、履行確認ができない書類が保管されていた。また、月次報告書には、第三者委託による点検の結果、修繕や取替えが必要とされている内容について報告が無いものもあり、所管課が履行確認できる内容とはいえないものであった。

ついては、所管課においては、センターに対し、モニタリングの確認資料について、検証し得る書類を作成するよう指導するとともに、モニタリングの適正な実施に努められたい。

(2) 株式会社 京王設備サービス・ジョンソンコントロールズ株式会社 共同事業体、共立・NTTファシリティーズ共同事業体(共通)

【意見要望事項】

指定管理業務における収支状況の実態把握について

総務省の通知によれば、指定管理者が事業年度終了後、市に提出する「事業報告書」は、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されているものであることとされ、併せて、指定管理者制度の運用に当たっては、選定の際に公共サービスの水準の確保という観点が重要であること、指定管理料については、適切な積算に基づくものであること等に留意し、制度のあり方について検証及び見直しを行うこととされている。

そこで、八王子市北野余熱利用センター（以下「センター」という。）及び八王子市民会館（以下「市民会館」という。）の指定管理業務の内容を確認するため、事業報告書の中の収支報告書についてみたところ、第三者委託等の実績額が契約書に記載された金額とは異なる数値で報告され、所管課も管理業務が適切に経理されているか直接検証できないまま、これを承認していた。

また、センターの指定管理者に対しては、平成19年度の包括外部監査において、実績報告書の収支報告の記載方法について、「予算と実績の差異が完全にゼロ」となっていた（今回の市民会館においても同様の報告となっている。）ため「適正な収支報告書」を提出するよう意見が付されており、その意見に対し、第三者委託についての委託料については、共同事業体の各々の構成員が事務経費を加算し計上したものを適正な収支報告書とし見直しの報告を行っていた。

所管課によれば、事務経費加算について明記した書類がないことについては改善すべき点であると認識していたものの、収支計算書に内訳として各々の委託業務を担当する共同事業体の構成員を記載することで適正な報告書として改善されたと受け止め、外部監査の所管課（監査当時は、行政経営部経営管理室）に報告し、同室においてもこれを受け、措置済として処理を行っていた。しかし、この措置でも、実際の事務経費加算額と個々の直接経費の金額は確認できない内容であった。センター及び市民会館の指定管理者はそれぞれ共同事業体であったことから、会計処理についても共同事業体の構成員が実績額に事務経費を加算した金額で請求し、それに基づき事務処理されていたため、所管課にとっても実態を把握することが困難であったと思われる。

総務省の通知にもあるように、次期指定管理者の選定に際して、所管課が適切な積算に基づく指定管理料を算定する際や、指定管理者制度のあり方について検証及び見直しを行うためには、現指定管理者の収支結果を含めた管理運営実態を把握しておくことは重要と考える。

したがって、直接経費と間接経費が明確に区分されないまま、決算資料を提出している会計処理は、適切とはいえず、更に、実績報告書として提出させている収支報告書の内容が、直接経費と間接経費を確認できないものであるならば、実態を把握できるとはいえない。

ついては、各所管課は、指定管理者に収支報告書を提出させる際は、実態把握できる内容とするよう指導するべきである。また、指定管理者制度を統括する行財政改革部行革推進課においては、指定管理者のあり方が多様化している中、市として考え方を整理し、統一的な指導を行うよう要望する。

第5　監査対象団体の概要

1　財政援助団体

(1)　公益社団法人　八王子市勤労者福祉サービスセンター

①　団体及び事業の概要

八王子市勤労者福祉サービスセンター(以下「センター」という。)は、昭和53年6月に八王子市により「八王子市勤労者互助会」として設立され、平成14年4月から、「八王子市内の中小企業に従事する事業主と勤労者を対象に、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的」とした社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンターとして再スタートし、平成23年4月に公益社団法人に移行した。センターの平成24年度末の会員数は6,623名、延べ利用者数は13,068名で、センターの行う主な事業は、次のとおりである。

ア　中小企業勤労者の福祉事業に関する普及啓発事業及び調査研究に関する事業

(ア)　中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業

(イ)　中小企業勤労者福祉に関する普及啓発事業

・　会員等へ勤労者福祉事業の情報を伝える情報誌等の発行･配付

・　会員加入促進を図るための情報宣伝活動

イ　中小企業勤労者の共済金給付に関する事業

(ア)　共済金給付事業

ウ　中小企業勤労者の福祉に関する各種研修会及び講習会に関する事業

(ア)　勤労者の教養向上のための研修会、講習会の開催

エ　中小企業勤労者の福利厚生に関する事業

(ア)　健康の維持増進に係る事業

・　健康診断料の助成事業

・　健康増進事業

(イ)　老後生活の安定に係る事業

・　「中小企業退職金共済制度」及び「小規模企業共済制度」の普及

・　「中小企業退職金共済制度」加入促進事業

・　「小規模企業共済制度」加入促進事業

(ウ)　自己啓発、余暇活動に係る事業

・　生涯学習援助事業

・　レクリエーション主催事業

・　利用助成事業

(エ)　財産形成に係る事業

オ　東京都及び市が行う中小企業勤労者福祉推進事業の受託及び協力に関する事業

カ　その他センターの目的を達成するために必要な事業

②　補助金に関する事業の執行状況

区分	支出額（円）	補助金（円）	主な対象経費の内容
公益社団法人 八王子市勤労者福祉 サービスセンター 運営事業（人件費）	16,965,312	12,174,000	人件費
福利厚生促進奨励金事業	835,626	835,626	奨励金、通信運搬費、 手数料、消耗品費
中小企業退職金共済掛金 補助事業	6,828,811	6,828,738	補助金、通信運搬費、 手数料、消耗品費

③　市との関係

市は、センターに対して、要綱に基づき、次の補助金を交付している。

ア　八王子市勤労者福祉サービスセンター（運営人件費）補助金

イ　中小企業退職金共済掛金補助事業補助金

ウ　福利厚生促進奨励金事業補助金

④　組織

センターは、事務所を八王子市元本郷町三丁目24番1号(八王子市役所内)に置き、組織構成は次のとおりである。（平成25年3月31日現在。括弧内は人数）

ア　議決機関：　社員総会(定時総会及び臨時総会)

イ　執行機関：　理事会　　理事長(1)、副理事長(2)、専務理事(1)、理事(12)

事務局　　専務理事、事務局長、職員(3)

※　職員数には、臨時職員を含む。

ウ　監査機関：　監事(2)

(2)　公益社団法人　八王子観光協会

①　団体及び事業の概要

八王子観光協会（以下「協会」という。）は、昭和32年4月に設立され、平成元

年4月から、「八王子市及び周辺地域と連携し、八王子市の観光事業の振興を図り、産業経済の発展と文化の興隆に資し、公共の福祉増進に寄与することを目的」とした社団法人として再スタートし、平成25年4月に公益社団法人に移行した。協会の平成24年度末の会員数は311個人・団体で、協会の行う主な事業は、次のとおりである。

ア　観光に関する調査研究及び観光情報の収集、宣伝に関する事業

（ア）　観光レポーター制度事業

（イ）　観光連絡会事業

（ウ）　八王子の四季観光写真コンクール事業

（エ）　近県主要都市等への観光PR、誘致宣伝事業

（オ）　甲州夢街道事業

（カ）　八王子観光大使の活用化事業

（キ）　観光情報の提供事業

（ク）　八王子フィルムコミッション事業（運営協議会事務局）

（ケ）　高尾・陣馬ファンクラブ事業

（コ）　ボランティアガイド制度事業

・　高尾山ハイキングガイド事業

・　高尾山見どころガイド事業

・　観光案内人事業

（サ）　入込調査事業

（シ）　観光案内所（八王子インフォメーションセンター）の設置事業

イ　観光に関するイベントの開催に関する事業

（ア）　高尾山自然観察会事業

・　野鳥の声を聞く会

・　山野草に親しむ会

・　カンタンの声を聞く会

（イ）　八王子花火大会事業

（ウ）　高尾山もみじまつり事業

（エ）　迎光祭事業

（オ）　八王子観光ミニバスツアー事業

（カ）　夕やけ小やけふれあいの里（指定管理）事業

ウ　観光資源の保護開発の促進に関する事業

エ　観光施設の改善及び管理運営に関する事業

（ア）　観光地の整備事業

（イ）　観光施設、駐車場の管理運営事業

・　高尾山麓駐車場等駐車場の管理運営

・ 夕やけ小やけふれあいの里の指定管理

オ 観光観念の普及啓発及び刊行物発行に関する事業

（ア） 山林火災予防、高尾陣馬特別警戒事業

（イ） 高尾山若葉まつり等、市内で開催される事業への協力及び協賛等事業

（ウ） 外国人誘致事業

・ 外国人旅行者向けフリーマガジン

（エ） 刊行物の発行等事業

・ 八王子ガイドブック

カ 観光土産品の宣伝及び開発奨励に関する事業

キ 東京都及び八王子市の観光行政への協力に関する事業

ク その他本会の目的達成のために必要な事業

② 補助金に関する事業の執行状況

区分	支出額（円）	補助金（円）	主な対象経費の内容
公益社団法人 八王子観光協会 運営事業（人件費）	25,992,731	25,097,000	人件費
八王子花火大会事業	27,156,991	4,894,000	委託料
八王子観光大使事業	108,168	54,000	需用費、委託料
フィルムコミッション事業	220,078	170,000	需用費、役務費、委託料
ボランティアガイド事業	1,256,378	700,000	報償費、需用費、役務費
高尾陣馬ファンクラブ事業	2,172,928	300,000	報償費、需用費、委託料
観光マップ等作成事業	3,057,890	2,810,000	需用費、委託料
インフォメーションセンター事業	5,449,596	5,449,596	人件費、需用費、役務費

③ 市との関係

市は、協会に対して、要綱に基づき補助金を交付するほか、指定管理に関する協定書に基づく指定管理料及び業務委託契約に基づく委託料を支払っている。業務委託の状況については、次表のとおりである。

【業務委託料の執行状況】

区分	委託料 執行額(円)	委託内容の概要
高尾山麓駐車場管理業務委託	18,223,893	年間常設されている高尾山麓駐車場の管理業務
東浅川臨時駐車場管理業務委託 (観光課契約分)	1,350,292	高尾山若葉まつりの開催期間に、臨時開設する駐車場の管理業務
東浅川臨時駐車場管理業務委託 (旧　交通政策室契約分)	944,869	高尾山の紅葉時期に、臨時開設する駐車場の管理業務

④ 組織

協会は、事務所を八王子市旭町10番2号(TCビル5F)に置き、組織構成は次のとおりである。(平成25年4月1日現在。括弧内は人数)

ア 議決機関: 総会

イ 執行機関: 理事会　　会長(1)、副会長(4)、専務理事(1)、理事(13)
事務局　　事務局長(1)、職員(5)、臨時職員(1)
インフォメーションセンター　　職員(1)、臨時職員(7)
高尾山麓駐車場　　職員(2)、臨時職員(8)
夕やけ小やけふれあいの里　園長(1)、職員(6)、臨時職員(5)

ウ 監査機関: 監事(3)

2 出資団体

一般財団法人 八王子市まちづくり公社(旧八王子市住宅・都市整備公社)

(1) 団体及び事業の概要

① 設立目的

一般財団法人八王子市まちづくり公社(以下「公社」という。)は、八王子市民が心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、都市施設及び都市環境の整備その他まちづくりのために必要な事業を行い、もって地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

② 事業

ア 土地の取得、造成及び譲渡並びに住宅の建設、譲渡及び運営

イ 住宅及び都市整備に関する相談、調査研究並びに普及啓発

ウ 都市施設及び公共的施設の整備及び運営

エ 都市機能の維持及び増進

オ 地域環境の保全及び整備

カ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興

キ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑵ 市との関係

昭和32年9月に市内における住宅及び宅地の円滑な供給を目的として公社を設立し、設立時に100万円、昭和43年に300万円を出えんしている。

その後、昭和62年には、都市整備事業の促進を図るために行われた寄附行為の改正に際し、2億円を出えんしている。

【基本財産の出えん状況】

区　分	総額(円)	出えん額(円)	出えん割合(%)
基 本 財 産	300,000,000	204,000,000	68.0

⑶ 組織

公社は、事務所を八王子市大和田町五丁目31番20号に置き、組織構成は次のとおりである。(平成25年3月31日現在。括弧内は人数)

① 議決機関: 評議員会 評議員(8)

② 執行機関: 理事会　理事長(1)　常務理事(1)　理事(4)

事務局　事務局長(1)

課長･主幹･所長(5) ※うち常勤嘱託員(4)

職員(7)　非常勤嘱託員(3)　臨時職員(5)

③ 監査機関: 監事(2)

④ 諮問機関: 諮問委員会 委員(8)

⑷ 事業実績

① 土地の取得、造成及び譲渡

造成による物流拠点基盤整備のため、「川口土地区画整理組合設立準備会」の運営を支援した。

② 賃貸住宅の管理運営

ア ファミリー向け賃貸住宅「アーバンヒル大和田」

入居者募集のため、次の業務を行った。

・子育て支援家賃減額サービス、子育て応援企業支援サービス、一括払いサービス、長期入居者優遇サービス及び法人契約を継続的に実施した。

・地元不動産業者に一般媒介の依頼及び空室情報をインターネットの賃貸住宅検索サイトへの掲載を継続的に行った。

イ 高齢者向け賃貸住宅「センティ富士森」

入居者が心豊かで快適に過ごせるよう、次の業務を行った。

・入居者の自主的サークル活動（囲碁・お茶・かるた・カラオケ・フラワーアレンジメント等）に対し、円滑な活動が行えるよう支援した。

・入居者と地域住民及びスタッフの親睦を深めるため、イベント（お花見会、夏祭り、演芸等）を開催した。

・健康管理サービスとして、毎週1回健康相談会を開催した。

・提携病院による介護予防を目的とした講習会を毎月1回行った。

③ マンション管理に関する調査研究

ア 「管理会社と上手に付き合う方法」、「マンションの建替え」について調査研究を行い、報告書を公社ホームページで市民へ情報発信をした。

イ 八王子市マンション管理組合連絡会の事務局として、連絡会が実施したマンション管理セミナー・交流会、研究会の支援を行った。

④ 公共的施設管理業務

ア 楢原斎場の管理運営

市民に低廉で安心して利用できる葬儀の場を提供するため、葬儀セミナーや葬儀相談等を行い、葬祭関連情報を発信し利用促進を図るとともに、インターネットを活用した斎場予約案内システムにより、八王子市斎場と連携して利用者の利便性の向上を図った。

イ JR八王子駅南口周辺自転車等駐車場の整備及び管理運営

市との実施協定に基づき、八王子駅南口自転車駐車場の整備を行い、併せて八王子駅南口周辺自転車等駐車場の管理運営を行った。

⑤ 都市施設等管理業務

ア 多摩ニュータウン道路等維持業務

市からの委託に基づき、多摩ニュータウン内の市道の維持補修を行い、良好な道路環境の保持に努めた。

業務内容

・道路清掃

・植栽地の除草、低木刈込み

・法面等の草刈り、除草
・街路樹等の緊急対応
・道路、橋梁の緊急部分補修
・交通安全施設等道路付属物の維持、修繕
・道路照明灯の維持、修繕
・道路の除雪
・苦情、要望への対応

イ　市営駐車場管理業務

株式会社東急コミュニティーと結成した連合体で市から指定管理を受けている市営旭町駐車場、市営八王子駅北口地下駐車場及び市営南大沢駐車場について管理運営を行った。

ウ　中丸橋下駐車場管理業務

市からの依頼により、東京都から移管を受けた八王子市幹線1級49号線（旧ひよどり山有料道路）にある中丸橋下駐車場について、高架橋の点検、駐車場の清掃等の管理及び使用料の収納を行った。

エ　元本郷町四丁目駐車場施設管理業務

市からの委託に基づき、元本郷町四丁目駐車場施設について、使用料の徴収及び除草等の維持管理を行った。

⑥　地区開発推進事業

市が中心市街地活性化のための最重要施策として位置付けている「旭町・明神町地区」の地区開発に協力し、その事業の推進を図るため、同地区内の土地及び建物を取得し、その管理を開始した。

⑦　建設残土の処理に関する事業

市発注の公共工事から発生する建設残土の処分に関する受付、指導、管理業務を行った。

⑧　現公社事務所の老朽化に伴い、事務所のあり方についての検討を行った。

⑸ 経営状況

①　収支決算状況

平成24年度の総収入は前期繰越収支差額7,959万2，759円を含め30億1，399万7，712円で、総支出は29億6，528万6，363円となっており、差引き4，871万1，349円を次期へ繰り越した。

②　財政状態

ア　資産

当年度末における資産の合計は80億981万4，594円で、その内訳は流動資産が1億5，409万986円、固定資産が78億5，572万3，608円となっ

ている。

イ　負債及び正味財産

　負債及び正味財産の合計は80億981万4，594円、その内訳は流動負債が1億1，033万9，545円、固定負債が4，993万4，320円、正味財産が78億4，954万729円となっている。

ウ　貸借対照表

　別表第1のとおり

エ　正味財産増減計算書

　別表第2のとおり

オ　収支計算書

　別表第3のとおり

3　公の施設の指定管理者

(1)　共立･NTTファシリティーズ共同事業体

①　業務の概要

　市民会館（オリンパスホール八王子）の指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

ア　市民会館の施設、附帯設備及び備品（以下「施設等」という。）の提供及び施設等の利用承認等に関する業務

イ　市民会館の運営に係る貸館利用及び貸館事業に関する業務

ウ　芸術文化の振興に関する業務

エ　施設等の維持管理及び修繕（市長が指定する修繕を除く。）に関する業務

オ　施設の管理運営に関する物品等の購入、公共料金等の支払その他施設等の日常管理に関する業務

②　指定管理施設の概要

施　設　名	設 置 場 所	開設年月	年間延
指 定 管 理 者	指定管理期間		入場者（人）
市民会館 （オリンパスホール八王子）	子安町四丁目7番1号	平成23年4月	301,892
共立･NTTファシリティーズ 共同事業体	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日		

③ 市との関係

市は、公の施設の指定管理に関する協定書に基づき指定管理料を支払っており、執行状況については次のとおりである。

平成24年度　指定管理料			主な管理経費の内容
協定額　(円)	執行額　(円)	精算額　(円)	
135,171,000	119,126,543	16,044,457	人件費、管理費(総合管理費、保守管理、清掃等業務委託費等)、修繕費、光熱水費、業務委託費、事務費(賃借料、広告宣伝費、事務局管理経費)等

(2) 特定非営利活動法人　八王子市民活動協議会

① 業務の概要

八王子市市民活動支援センターの指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

ア　市民活動の促進のための施設の提供に関する業務
イ　市民活動を行う者、市民、事業者及び市の相互の連携並びに交流の促進に関する業務
ウ　市民活動に係る情報の収集及び提供に関する業務
エ　市民活動に係る啓発及び人材育成に関する業務
オ　市民活動に係る相談に関する業務
カ　市民活動に係る調査及び研究に関する業務

② 指定管理施設の概要

施　設　名	設 置 場 所	開設年月
指 定 管 理 者	指定管理期間	
八王子市市民活動支援センター	旭町12番1号	平成15年6月
NPO法人 八王子市民活動協議会	平成23年4月1日～ 平成33年3月31日	

③ 市との関係

市は、公の施設の指定管理に関する協定書に基づき指定管理料を支払っており、執行状況については次のとおりである。

平成24年度　指定管理料		主な管理経費の内容
協定額　(円)	執行額　(円)	
14,731,500	14,731,500	人件費、印刷･製本費、講師謝礼、通信運搬費、消耗品費等

(3) 公益社団法人　八王子観光協会

① 業務の概要

夕やけ小やけふれあいの里の指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

ア　夕やけ小やけふれあいの里の施設の提供及び各施設の利用承認等に関する業務

イ　施設の運営に関する事業、自主事業等の企画･実施等、レクリエーション、文化等の活動による観光の振興に関する業務

ウ　地域の振興に関する業務

エ　夕やけ小やけふれあいの里の施設、設備等の維持管理及び修繕(市長が指定する修繕を除く。)に関する業務

オ　施設の管理運営に関する物品等の購入、公共料金等の支払その他施設等の日常管理に関する業務

② 指定管理施設の概要

施　設　名	設 置 場 所	開設年月	年間延利用者　(人)
指 定 管 理 者	指定管理期間	指定管理制度導 入 年 度	
夕やけ小やけふれあいの里	上恩方町2030番地	平成8年4月	103,254
公益社団法人 八王子観光協会	平成24年4月1日～ 平成29年3月31日	平成18年	

③ 市との関係

市は、公の施設の指定管理に関する協定書に基づき指定管理料を支払っており、執行状況については次のとおりである。

平成24年度　指定管理料		主な管理経費の内容
協定額　(円)	執行額　(円)	
96,437,000	96,437,000	人件費、消耗品費、修繕費、燃料費、光熱水費、業務委託費、工事請負費、企画事業費等

(4) 株式会社 京王設備サービス･ジョンソンコントロールズ株式会社共同事業体

① 業務の概要

北野余熱利用センター(あったかホール)の指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

ア　施設の利用･案内に関する業務
イ　施設、設備等の維持管理及び修繕(大規模修繕を除く。)に関する業務
ウ　リサイクルプラザにおける環境啓発事業の企画及び実施に関する業務
エ　施設の実施目的にそった自主事業の実施に関する業務
オ　環境学習リサイクル推進協議会への支援及び連絡調整に関する業務
カ　リサイクル工房運営委員会との協働によるリサイクル工房の運営に関する業務
キ　施設の管理運営に関する物品等の購入、公共料金等の支払その他施設等の日常管理に関する業務

② 指定管理施設の概要

施　設　名 指 定 管 理 者	設 置 場 所 指定管理期間	開設年月	年間延 利用者(人)
北野余熱利用センター (あったかホール)	北野町596番地3	平成9年10月	262,342
㈱京王設備サービス･ ジョンソンコントロールズ㈱ 共同事業体	平成21年4月1日～ 平成26年3月31日		

③ 市との関係

市は、公の施設の指定管理に関する協定書に基づき指定管理料を支払っており、執行状況については次のとおりである。

平成24年度　指定管理料		主な管理経費の内容
協定額　（円）	執行額　（円）	
149,404,000	149,404,000	人件費、消耗品費、修繕費、光熱水費、燃料費、業務委託費、リサイクル工房支出金、企画事業費等

（別表第1）

貸 借 対 照 表

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
1．流動資産			
現金預金	135,763,144		
未収金	17,461,295		
商品	162,350		
立替金	704,197		
流動資産合計	154,090,986	189,316,448	△ 35,225,462
2．固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	300,000,000		
基本財産計	300,000,000	300,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	45,820,145		
土地取得積立資産	500,000,000		
特別修繕引当資産	564,140,000		
特定資産計	1,109,960,145	2,901,509,145	△ 1,791,549,000
(3) その他固定資産			
建物	3,210,870,335		
建物減価償却累計額	△ 967,662,321		
建物附属設備	885,574,934		
建物附属設備減価償却累計額	△ 638,579,969		
構築物	354,028,078		
構築物減価償却累計額	△ 225,434,101		
車両運搬具	7,336,811		
車両運搬具減価償却累計額	△ 5,869,350		
機械及び装置	436,217,921		
機械及び装置減価償却累計額	△ 145,794,255		
什器備品	47,961,743		
什器備品減価償却累計額	△ 42,778,723		
土地	3,004,147,022		
長期事業資産	473,878,392		
電話加入権	6,000		
営業保証金	10,000,000		
出資金	10,000		
長期貸付金	40,800,000		
ソフトウェア	1,050,946		
その他固定資産合計	6,445,763,463	4,737,532,272	1,708,231,191
固定資産合計	7,855,723,608	7,941,236,338	△ 85,512,730
資産合計	8,009,814,594	8,130,552,786	△ 120,738,192
Ⅱ　負債の部			
1．流動負債			
未払費用	593,887		
買掛金	394,429		
未払金	20,564,055		
未払消費税等	1,994,610		
未払法人税等	1,881,400		
前受金	18,768,057		
預り金	61,020,849		
賞与引当金	5,122,258		
流動負債合計	110,339,545	99,610,419	10,729,126
2．固定負債			
退職給付引当金	49,934,320		
固定負債計	49,934,320	45,820,145	4,114,175
負債合計	160,273,865	145,430,564	14,843,301
Ⅲ　正味財産の部			
1．指定正味財産			
（うち基本財産への充当額）	204,000,000		
指定正味財産合計	204,000,000	204,000,000	0
2．一般正味財産	7,645,540,729	7,781,122,222	△ 135,581,493
（うち基本財産への充当額）	96,000,000		
（うち特定資産への充当額）	564,140,000		
正味財産合計	7,849,540,729	7,985,122,222	△ 135,581,493
負債及び正味財産合計	8,009,814,594	8,130,552,786	△ 120,738,192

平成２０年公益法人会計基準適用初年度のため、「前年度」の数値は、記載していない。

（別表第2）

正味財産増減計算書

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	929,999		
基本財産運用益	929,999		
特定資産運用益	2,200,452		
特定資産受取利息	2,200,452		
事業収益	500,336,236		
賃貸住宅事業収益	101,418,552		
公共的施設管理事業収益	123,112,670		
都市施設等管理事業収益	160,618,824		
地域環境保全事業収益	106,284,710		
物品販売事業収益	8,901,480		
受取負担金収益	1,446,343		
八王子市受取負担金収益	1,446,343		
雑収益	24,895,923		
受取利息	195,707		
賃貸収益	9,230,387		
雑収益	15,469,829		
経常収益計	529,808,953	510,126,609	19,682,344
(2) 経常費用			
事業費	606,551,448		
報酬	18,467,197		
給料手当	31,030,633		
賞与引当金繰入額	3,565,637		
退職給付費用	2,639,240		
福利厚生費	7,502,171		
賃金	4,809,829		
旅費交通費	31,825		
通信運搬費	1,885,808		
消耗器具備品費	225,231		
消耗品費	3,490,947		
修繕費	47,374,018		
印刷製本費	7,098,294		
燃料費	204,448		
光熱水費	12,750,874		
賃借料	1,520,270		
保険料	1,801,259		
諸謝金	48,000		
租税公課	39,267,309		
支払負担金	333,118		
委託費	261,339,642		
支払手数料	426,324		
広告宣伝費	618,660		
新聞図書費	33,919		
催事費	202,202		
商品仕入費	4,119,140		
雑費	328,651		
減価償却費	155,436,802		

(別表第2)

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
管理費	56,573,362		
報酬	11,771,970		
給料手当	24,724,561		
賞与引当金繰入額	1,556,621		
退職給付費用	1,474,935		
福利厚生費	5,437,659		
賃金	364,126		
旅費交通費	1,837,795		
通信運搬費	269,001		
消耗器具備品費	70,132		
消耗品費	330,756		
修繕費	254,252		
印刷製本費	38,400		
燃料費	114,262		
光熱水費	334,144		
賃借料	14,684		
保険料	471,631		
租税公課	3,228,555		
支払負担金	130,282		
委託費	2,090,754		
支払手数料	29,637		
新聞図書費	18,963		
交際費	5,000		
雑費	226		
減価償却費	2,005,016		
経常費用計	663,124,810	625,853,907	37,270,903
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 133,315,857		
評価損益等計	0		
当期経常増減額	△ 133,315,857	△ 115,727,298	△ 17,588,559
２．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	36,528,913	△ 36,528,913
(2) 経常外費用			
除却損失	2,265,636		
構築物除却損失	2,265,631		
車両運搬具除却損失	5		
経常外費用計	2,265,636	2,031,441	234,195
当期経常外増減額	△ 2,265,636	34,497,472	△ 36,763,108
当期一般正味財産増減額	△ 135,581,493	△ 81,229,826	△ 54,351,667
一般正味財産期首残高	7,781,122,222	7,862,352,048	△ 81,229,826
一般正味財産期末残高	7,645,540,729	7,781,122,222	△ 135,581,493
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増加額	0		
指定正味財産期首残高	204,000,000	204,000,000	0
指定正味財産期末残高	204,000,000	204,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	7,849,540,729	7,985,122,222	△ 135,581,493

平成２０年公益法人会計基準適用初年度のため、「前年度」の数値は、記載していない。

（別表第3）

収支計算書（資金計算ベース）

（単位：円）

科　　目	予算額	決算額	差　異	備　考
Ⅰ 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	240,000	929,999	△ 689,999	
基本財産利息収入	240,000	929,999	△ 689,999	
② 特定資産運用収入	2,261,000	2,200,452	60,548	
特定資産運用収入	2,261,000	2,200,452	60,548	
③ 事業収入	552,704,000	500,336,236	52,367,764	
賃貸住宅事業収入	112,469,000	101,418,552	11,050,448	
公共的施設管理事業収入	137,374,000	123,112,670	14,261,330	
都市施設等管理事業収入	160,996,000	160,618,824	377,176	
地域環境保全事業収入	130,077,000	106,284,710	23,792,290	
物品販売事業収入	11,788,000	8,901,480	2,886,520	
④ 受取負担金収入	1,446,000	1,446,343	△ 343	
八王子市負担金収入	1,446,000	1,446,343	△ 343	
⑤ 雑収入	7,674,000	24,895,923	△ 17,221,923	
受取利息収入	154,000	195,707	△ 41,707	
賃貸収入	6,323,000	9,230,387	△ 2,907,387	
雑収入	1,197,000	15,469,829	△ 14,272,829	
事業活動収入計	564,325,000	529,808,953	34,516,047	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	479,536,000	444,908,849	34,627,151	
報酬支出	18,820,000	18,266,735	553,265	
給料手当支出	42,452,000	41,784,376	667,624	
福利厚生費支出	9,654,000	9,196,487	457,513	
賃金支出	5,489,000	5,173,955	315,045	
旅費交通費支出	100,000	0	100,000	
通信運搬費支出	1,579,000	1,406,212	172,788	
消耗器具備品費支出	700,000	99,750	600,250	
消耗品費支出	3,485,000	2,899,101	585,899	
修繕費支出	49,360,000	46,919,069	4,040,931	
	1,600,000			
印刷製本費支出	10,520,000	7,029,594	3,490,406	
光熱水費支出	12,836,000	12,152,966	683,034	
賃借料支出	1,629,000	1,494,004	134,996	
保険料支出	1,657,000	1,554,710	102,290	
諸謝金支出	63,000	48,000	15,000	
租税公課支出	36,542,000	33,490,133	3,051,867	
支払負担金支出	100,000	100,000	0	
委託費支出	273,850,000	257,653,117	16,196,883	
支払手数料支出	1,226,000	373,301	852,699	
広告宣伝費支出	697,000	618,660	78,340	
催事費支出	500,000	202,202	297,798	
商品仕入費支出	5,700,000	4,118,220	1,581,780	
雑支出	977,000	328,257	648,743	

（別表第3）

科　　目	予算額	決算額	差　異	備　考
② 管理費支出	57,190,000	52,554,240	4,635,760	
報酬支出	12,469,000	11,972,432	496,568	
給料手当支出	13,971,000	13,970,818	182	
福利厚生費支出	3,952,000	3,743,343	208,657	
旅費交通費支出	2,316,000	1,869,620	446,380	
通信運搬費支出	853,000	748,597	104,403	
消耗器具備品費支出	347,000	195,613	151,387	
消耗品費支出	923,000	922,602	398	
修繕費支出	1,800,000	709,201	1,090,799	
印刷製本費支出	200,000	107,100	92,900	
燃料費支出	360,000	318,710	41,290	
光熱水費支出	1,200,000	932,052	267,948	
賃借料支出	50,000	40,950	9,050	
保険料支出	720,000	718,180	1,820	
租税公課支出	9,684,000	9,005,731	678,269	
支払負担金支出	364,000	363,400	600	
委託費支出	6,430,000	5,777,279	652,721	
支払手数料支出	140,000 1,100,000	1,100,110	139,890	
新聞図書費支出	150,000	52,882	97,118	
交際費支出	100,000	5,000	95,000	
雑支出	61,000	620	60,380	
事業活動支出計	536,726,000	497,463,089	39,262,911	
事業活動収支差額	27,599,000	32,345,864	△ 4,746,864	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 土地売却収入	1,000	0	1,000	
② 特定資産取崩収入	2,137,807,000	1,835,549,000	302,258,000	
土地取得積立資産取崩収入	943,150,000	892,402,000	50,748,000	
建設積立資産取崩収入	376,020,000	376,100,000	△ 80,000	
減価償却引当資産取崩収入	552,237,000	552,237,000	0	
特別修繕引当資産取崩収入	266,400,000	14,810,000	251,590,000	
投資活動収入計	2,137,808,000	1,835,549,000	302,259,000	
2. 投資活動支出				
① 固定資産取得支出	2,913,742,000	1,823,926,274	1,089,815,726	
建物建設支出	7,460,000	6,611,250	848,750	
建物附属設備建設支出	3,120,000	1,906,800	1,213,200	
構築物建設支出	89,760,000	39,526,710	50,233,290	
機械及び装置購入支出	44,800,000	35,381,800	9,418,200	
車両運搬具購入支出	850,000	732,900	117,100	
什器備品購入支出	500,000	901,215	△ 401,215	
ソフトウエア取得支出	1,100,000	109,200	990,800	
土地購入支出	2,563,263,000	1,535,868,735	1,027,394,265	
建物購入支出	202,889,000	202,887,664	1,336	
② 特定資産取得支出	56,900,000	44,000,000	12,900,000	
減価償却引当資産支出	12,900,000	0	12,900,000	
特別修繕引当資産支出	44,000,000	44,000,000	0	
③ 貸付金支出	35,150,000	30,850,000	4,300,000	
川口土地区画整理組合設立準備会貸付金支出	35,150,000	30,850,000	4,300,000	
投資活動支出計	3,005,792,000	1,898,776,274	1,107,015,726	
投資活動収支差額	△ 867,984,000	△ 63,227,274	△ 804,756,726	

（別表第3）

科　　目	予算額	決算額	差　異	備　考
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
① 貸付金戻り収入	26,800,000	2,000,000	24,800,000	
残土事業貸付金戻り収入	9,800,000	2,000,000	7,800,000	
楢原斎場貸付金戻り収入	17,000,000	0	17,000,000	
② 借入金収入	802,000,000	0	802,000,000	
長期借入金収入	802,000,000	0	802,000,000	
③ 会計間借入金収入	818,637,000	567,047,000	251,590,000	
賃貸住宅事業借入金収入	818,637,000	567,047,000	251,590,000	
財務活動収入計	1,647,437,000	569,047,000	1,078,390,000	
2. 財務活動支出				
① 借入金返済支出	26,800,000	2,000,000	24,800,000	
法人会計借入金返済支出	26,800,000	2,000,000	24,800,000	
② 会計間貸付金支出	818,637,000	567,047,000	251,590,000	
法人会計貸付金支出	818,637,000	567,047,000	251,590,000	
財務活動支出計	845,437,000	569,047,000	276,390,000	
財務活動収支差額	802,000,000	0	802,000,000	
Ⅳ 予備費支出				
① 予備費支出	10,000,000 △ 1,600,000 △ 1,100,000	0	7,300,000	
当期収支差額	△ 45,685,000	△ 30,881,410	△ 14,803,590	
前期繰越収支差額	79,592,000	79,592,759	△ 759	
次期繰越収支差額	33,907,000	48,711,349	△ 14,804,349	

平成25年度 工事監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく工事監査

2 監査の対象工事等

八王子駅北口マルベリーブリッジ延伸工事及びこれに関連する事務

3 監査の対象部課

⑴ 事 業 所 管 課:道路交通部建設課
⑵ 工 事 所 管 課:道路交通部建設課
⑶ 契約事務所管課:財務部契約課

4 監査の実施期間

平成25年9月2日から同年12月16日まで

5 監査の観点及び方法

契約事務、工事の設計及び施工等が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、書類審査、質問調査及び実地調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

なお、技術調査については「特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム」に委託し、平成25年11月1日(進捗率:約60%)に実施した。

第2　工事の概要

1　施工場所

八王子市旭町1番先

2　工事概要

本工事は、八王子駅北口マルベリーブリッジを東放射線（京王八王子駅）方面に延伸するものである。

3　工　　期

平成24年9月27日から平成26年2月28日まで

4　設計業者

セントラルコンサルタント株式会社

5　施工業者

飛島･黒須特定建設工事共同企業体

6 契約概要

⑴ 契約金額:【当 初 契 約】 1,123,500,000円
【変更契約後】 1,141,360,500円

⑵ 契 約 日:【当初】 平成24年9月26日 【変更】 平成25年3月22日

⑶ 契約方法 :解除条件付一般競争入札(施工能力評価型総合評価方式)

⑷ 変更理由 :本工事は、八王子駅北口マルベリーブリッジを東放射線方面に延伸整備を行うものであるが、施工前に地下水位と支持層確認のためボーリング調査を実施した結果、支持層が想定より深い位置で確認されたため、一部場所打ち杭の杭長を延伸するものである。同様の理由で、エレベーター、エスカレーターの基礎杭についても杭長、杭径の変更を行うものである。

7 工事内容

⑴ 橋梁工事

ア ペデストリアンデッキA

形式 上部工:4径間連続鋼床版ラーメン鈑桁橋
下部工:円柱鋼製橋脚:6基
基礎工:場所打杭φ1,500:5基、φ1,000:1基
橋 長 :62.311m
有効幅員:一般部5.0m、切り欠き部4.0m

イ ペデストリアンデッキB

形式 上部工:3径間連続鋼床版ラーメン鈑桁＋箱桁橋
下部工:円柱鋼製橋脚:3基
基礎工:場所打杭φ2,000:2基、φ1,500:1基
橋 長 :61.970m
有効幅員:一般部5.0m、切り欠き部4.0m＋エレベーター前2.37m

⑵ 建築工事

シェルター(上屋)380㎡/階段2ヶ所/エレベーター1基/エスカレーター2基(昇降)

第3　監査の実施状況

1　書類審査

（計画･設計審査）

（現場書類審査）

2　実地調査

（工事実地調査）

（工事実地調査）

3　技術調査の主な項目

⑴　計画
⑵　設計
⑶　積算
⑷　契約
⑸　工事監理
⑹　施工管理

第4 監査の結果

監査時点における書類審査及び工事実査の結果は、概ね良好であると認められた。今後も、工事完成に向けて、より一層の安全管理及び工程管理に徹底を期されたい。

また、技術調査に係る報告において、次のとおり意見が附されているので、本工事を含む今後の工事執行の参考とされたい。

⑴ 特記仕様書は、工事で遵守すべき内容が明確に規定されているが、関連する類似項目はまとめて記載することを推奨する。

⑵ 橋梁工事において、基礎地盤状況に関わる設計変更は、工程及び工事費等に影響をもたらすことがある。このことを踏まえ、今後とも可能な限り、設計時の地質調査を十分に実施されたい。

⑶ 建設副産物に関連する帳票類は、施工業者により電子化して適切に管理･保管され、必要に応じて閲覧できる状況である。

⑷ 使用機械類は、排気ガス対策、騒音･振動対策の規格に準拠しており妥当である。許可証類は、工事終了後、担当部署で保管されたい。

⑸ 本工事では、歩行者や自動車等の車両で混雑する八王子駅北口において、周辺構造物や人の流れに配慮した十分な対策を講じている。

平成25年度　行政監査結果報告書

第1　監査の概要

1　監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

2　監査のテーマ

ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置及び管理状況について

3　監査の目的

ＡＥＤ（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）とは、急性心筋梗塞などのために心停止（心室細動）状態となった場合に、心電図を自動的に解析し、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器であり、心停止状態にある者に対して早期に使用することにより、救命率や社会復帰率の向上に効果があるとされている。

また、平成16年7月1日付厚生労働省医政局長通知により、非医療従事者（一般市民）によるＡＥＤの使用が認められたことから、公共施設を中心に近年、急激にその普及が進んでいるところである。

一方、ＡＥＤは、薬事法に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理を行わなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であることから、平成21年4月16日付厚生労働省医政局長通知（以下「平成21年通知」という。）により、地方公共団体に対して、ＡＥＤの適切な管理等を徹底することが要請された。

そこで、本市の施設等におけるＡＥＤに関して、配置状況や日常点検等が適切に行われているか等の管理状況について横断的に監査することにより、ＡＥＤの適切な管理に資することを目的とする。

4　監査の実施期間

平成25年9月2日から同年12月16日まで

5　監査の対象

本市の施設412箇所

6 監査対象施設の決定方法

⑴ 福祉部が毎年度ＡＥＤの配置状況等に関する調査を実施していることから、同部に対して、平成24年度分における資料の提出を求め、当該資料から平成24年12月現在、ＡＥＤが設置されている施設234箇所を抽出した。

⑵ 指定管理者が管理している施設のうち、⑴に該当しない（ＡＥＤが設置されていない）施設133箇所を抽出した。

⑶ 財務会計システムから出力した建物台帳データのうち、⑴及び⑵に該当せず、かつ、市職員等が常駐する施設45箇所を抽出した。

以上の方法により抽出した施設の合計、412箇所を監査対象施設として決定した。

7 監査の対象所管

監査対象施設の管理等を所掌する所管

8 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

⑴ ＡＥＤの設置状況は適切か。

⑵ ＡＥＤの購入やリース契約は計画的かつ経済的に行われているか。

⑶ ＡＥＤの日常的な点検管理が適切に行われているか。

⑷ ＡＥＤの操作方法等の習得（職員研修等）が適切に行われているか。

⑸ 設置場所の表示や啓発及び情報提供（関係機関への登録等を含む。）が適切に行われているか。

⑹ 指定管理施設にあっては、ＡＥＤの管理に関し、所管課から指定管理者への指示が適切に行われているか。

9 監査実施の方法

⑴ 監査対象施設の管理等を所掌する所管に対して、調査票を送付し、回答を依頼した。（平成25年9月10日～10月24日）

⑵ ⑴により回答された調査票を確認し、そのうち、回答から実態が把握できない等の理由により現地での調査による確認が必要と思われる施設62箇所について、実地調査を実施した。（平成25年11月5日～11月14日）

第2 調査の結果

1 本市のＡＥＤの設置・管理等の取組について

心疾患による突然死を防ぐＡＥＤの使用については、これまで医師等に限られて

いたが、一刻も早く電気的除細動が行われれば救命率の向上につながることから、厚生労働省は、平成16年7月からＡＥＤの使用を一般市民にも認めることとした。本市においても、平成17年度に市施設のうち使用の可能性が高いと想定される体育施設、浴場のある施設その他利用者の多い施設に対して健康福祉部（当時）が38台を一括購入し配置した。その後も、公共施設に5年間のリース契約により順次配置し、心肺停止状態に陥った者の救命率の向上を図り、救命体制を強化することとした。

また、市立小学校及び中学校については、学校教育部が平成18年度に38台を一括購入し中学校全校に配置し、平成19年度に5年間のリース契約により小学校全校に配置した。

福祉部によると、学校以外の施設については、購入したＡＥＤについては、そのほとんどについては、その後リース契約に切り替えられ、また、平成25年度以降は、リース更新時に各所管課によるリース契約及び管理へ移行する予定とのことである。

2 監査対象施設におけるＡＥＤの設置状況について

監査対象施設におけるＡＥＤの設置状況は、次のとおりである。

表1　ＡＥＤ設置状況

①市管理施設

施設区分	施設数	設置施設数	割合（%）
事業所	31	18	58.1
児童施設	29	25	86.2
市民活動･交流施設	1	0	0
市立小中学校	107	107	100.0
文化教育･生涯学習施設	16	7	43.8
保健福祉施設	9	7	77.8
スポーツ施設	20	10	50.0
その他の施設	9	3	33.3
合計	222	177	79.7

②指定管理施設

施設区分	施設数	設置施設数	割合（%）
児童施設	83	6	7.2
市民活動･交流施設	39	24	61.5
文化教育･生涯学習施設	4	3	75.0
保健福祉施設	11	9	81.8
スポーツ施設	20	15	75.0
その他の施設	33	3	9.1
合計	190	60	31.6

全体（①+②）

施設区分	施設数	設置施設数	割合（%）
事業所	31	18	58.1
児童施設	112	31	27.7
市民活動･交流施設	40	24	60.0
市立小中学校	107	107	100.0
文化教育･生涯学習施設	20	10	50.0
保健福祉施設	20	16	80.0
スポーツ施設	40	25	62.5
その他の施設	42	6	14.3
合計	412	237	57.5

監査対象施設412箇所のうち、ＡＥＤが設置されている施設（貸出用ＡＥＤ設置所管課を含む。）は237箇所、244台で全体の57．5％となっている。

なお、市立小学校69校、市立中学校38校（高尾山学園を含む。）の全107校については、ＡＥＤが設置されている。

市管理施設のうちＡＥＤを設置している施設は177箇所で、79．7％となっている。また、指定管理施設のうちＡＥＤを設置している施設は60箇所で、31．6％となっている。

ＡＥＤを設置していない施設において、設置していない主な理由として、複合施設のため他のフロアーに設置されていることや、同一敷地内の他の施設にＡＥＤが設置されていることが挙げられている。

3 ＡＥＤの取得方法について

ＡＥＤ設置施設におけるＡＥＤの取得方法は、次のとおりである。

表2 取得方法

取得方法	施設数	割合（%）
リース	228	96.3
自動販売機附帯	5	2.2
購入	2	0.9
寄附	2	0.9
合計	237	100.0

237箇所の本市の施設に設置されているＡＥＤは、リース契約によるものが228箇所で全体の96．3％となっている。その他の取得方法としては、自動販売機の設置により無料附帯となっているものが5箇所、購入によるものが2箇所、寄附によるものが2箇所となっている。

4 救命講習等の受講について

ＡＥＤ設置施設（本庁舎内にある所管課及び学校を除く。）における職員等の普通救命講習等の受講率は次のとおりである。

表3　ＡＥＤ設置施設における救命講習受講率
（本庁舎内にある所管課・学校を除く。）

管理区分	職員区分	総人数	受講者数	受講率（%）
市管理施設	正規職員	638	573	89.8
	正規職員以外	586	119	20.3
	小計	1,224	692	56.5
指定管理者施設	指定管理者職員等	666	366	55.0
合計		1,890	1,058	56.0

注：「正規職員」とは、本市の一般職員のうち、臨時職員を除く職員をいう。

図1　指定管理者職員等の救命講習受講率区分（指定管理者単位）

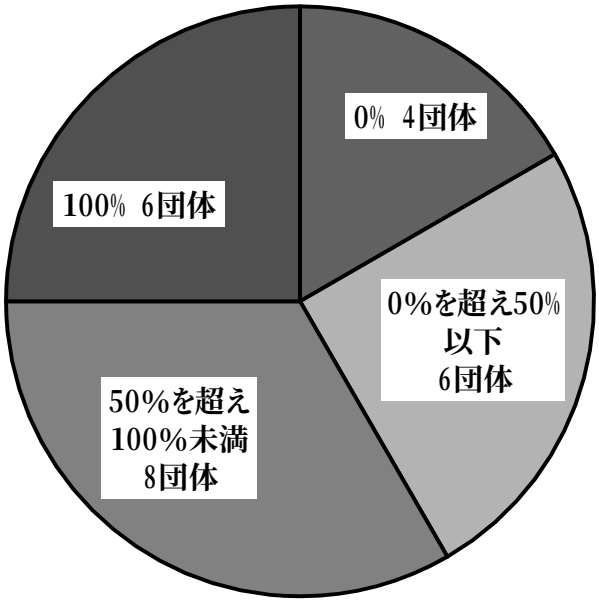

5 消耗品の使用期限の表示状況について

消耗品である電極パッド及びバッテリーには使用期限が定められているが、その表示状況は次のとおりである。

表4 消耗品の使用期限の表示

消耗品名	表示方法	施設数	割合(%)
電極パッド	表示ラベル又はシール	196	82.7
	その他	41	17.3
	合計	237	100.0
バッテリー	表示ラベル又はシール	192	81.0
	その他	45	19.0
	合計	237	100.0

ＡＥＤ本体に電極パッドの使用期限を記載した表示ラベルを取り付けている又は収納ケースに使用期限を記載したシールを貼付している施設は１９６箇所で全体の８２．７％である。また、バッテリーの使用期限を記載した表示ラベルを取り付けている又は収納ケースに使用期限を記載したシールを貼付している施設は１９２箇所で全体の８１．０％である。

6 日常点検について

ＡＥＤを設置する場合には、日常点検を実施し、点検記録簿にその結果を記録することが求められているが、その状況は次のとおりである。

⑴ 日常点検の実施の頻度について

ＡＥＤ設置施設における日常点検を実施する頻度の内訳は次のとおりである。

表5　日常点検の実施頻度

施設区分	区分	施設数	割合(%)
事業所	毎日	16	88.9
	毎週･毎月	0	0
	その他	2	11.1
	未実施	0	0
	小計	18	100.0
児童施設	毎日	30	96.8
	毎週･毎月	1	3.2
	その他	0	0
	未実施	0	0
	小計	31	100.0
市民活動･交流施設	毎日	22	91.7
	毎週･毎月	0	0
	その他	2	8.3
	未実施	0	0
	小計	24	100.0
保健福祉施設	毎日	11	68.8
	毎週･毎月	2	12.5
	その他	3	18.8
	未実施	0	0
	小計	16	100.0
市立小中学校	毎日	14	13.1
	毎週･毎月	34	31.8
	その他	54	50.5
	未実施	5	4.7
	小計	107	100.0
文化教育･生涯学習施設	毎日	8	80.0
	毎週･毎月	2	20.0
	その他	0	0
	未実施	0	0
	小計	10	100.0
スポーツ施設	毎日	21	84.0
	毎週･毎月	2	8.0
	その他	2	8.0
	未実施	0	0.0
	小計	25	100.0
その他の施設	毎日	3	50.0
	毎週･毎月	2	33.3
	その他	1	16.7
	未実施	0	0
	小計	6	100.0
全体	毎日	125	52.7
	毎週･毎月	43	18.1
	その他	64	27.0
	未実施	5	2.1
	合計	237	100.0

注：表中の「その他」には、不定期、学期ごと、半年ごとなどが含まれる。

ＡＥＤ設置施設において、インジケーターのランプの確認をするなどの日常点検を毎日実施しているものは１２５箇所で、全体の５２．７％である。

⑵ 点検結果の記録について

ＡＥＤ設置施設における点検記録簿による記録状況は次のとおりである。

表6 点検結果の記録の有無

施設区分	毎日記録あり	割合(%)	毎日記録なし	割合(%)	施設数
事業所	11	61.1	7	38.9	18
児童施設	30	96.8	1	3.2	31
市民活動･交流施設	22	91.7	2	8.3	24
保健福祉施設	5	31.3	11	6.0	16
市立小中学校	5	4.7	102	95.3	107
文化教育･生涯学習施設	7	70.0	3	30.0	10
スポーツ施設	0	0	25	100.0	25
その他の施設	3	50.0	3	50.0	6
合計	83	35.0	154	65.0	237

日常点検を毎日実施しており、かつ、点検結果を記録している施設は８３箇所で、全体の３５．０％である。

7 ＡＥＤの設置表示について

ＡＥＤを設置した場合には、設置表示をすることが求められているが、ＡＥＤ設置施設におけるＡＥＤの設置表示の状況は次のとおりである。

⑴ 施設外表示について

ＡＥＤ設置施設における施設外表示状況については次のとおりである。

表7 施設外表示の有無

施設区分	表示あり	割合 (%)	表示なし	割合 (%)	施設数
事業所	14	77.8	4	22.2	18
児童施設	29	93.5	2	6.5	31
市民活動･交流施設	19	79.2	5	20.8	24
保健福祉施設	13	81.2	3	18.8	16
市立小中学校	27	25.2	80	74.8	107
文化教育･生涯学習施設	7	70.0	3	30.0	10
スポーツ施設	23	92.0	2	8.0	25
その他の施設	4	66.7	2	33.3	6
合計	136	57.4	101	42.6	237

ＡＥＤ設置施設において、当該施設がＡＥＤの設置施設であることを施設外に

対して表示しているものは136箇所で、全体の57．4%である。

⑵ 施設内表示について

ＡＥＤ設置施設における施設内表示状況については次のとおりである。

表8 施設内表示の有無

施設区分	表示あり	割合(%)	表示なし	割合(%)	施設数
事業所	11	61.1	7	38.9	18
児童施設	24	77.4	7	22.6	31
市民活動･交流施設	23	95.8	1	4.2	24
保健福祉施設	12	75.0	4	25.0	16
市立小中学校	103	96.3	4	3.7	107
文化教育･生涯学習施設	8	80.0	2	20.0	10
スポーツ施設	0	0	25	100.0	25
その他の施設	3	50.0	3	50.0	6
合計	184	77.6	53	22.4	237

ＡＥＤ設置施設において、施設内にＡＥＤの設置場所に関する表示をしているものは184箇所で、全体の77．6%である。

8 ＡＥＤの情報提供について

ＡＥＤの設置状況等に関するインターネット上での情報提供については、次のとおりである。

⑴ 本市ウェブサイト(ホームページ)ＡＥＤマップへの掲載

本市のウェブサイト上では、市内におけるＡＥＤ設置施設マップを掲載しているが、調査時点において、未掲載となっていた施設が3箇所あった。

⑵ ＡＥＤ設置場所検索サイトへの掲載

一般財団法人日本救急医療財団(以下「日本救急医療財団」という。)のウェブサイトでは、ＡＥＤ設置者が情報を登録することにより、全国のＡＥＤ設置場所が検索できるようになっているが、本市における当該ウェブサイトへ登録している施設は、調査時点では次のとおり48箇所で、全体の20．3%であった。

表9　(財団)検索サイト登録の有無

施設区分	登録あり	割合(%)	登録なし	割合(%)	合計
事業所	4	22.2	14	77.8	18
児童施設	7	22.6	24	77.4	31
市民活動･交流施設	15	62.5	9	37.5	24
保健福祉施設	6	37.5	10	62.5	16
市立小中学校	6	5.6	101	94.4	107
文化教育･生涯学習施設	1	10.0	9	90.0	10
スポーツ施設	7	28.0	18	72.0	25
その他の施設	2	33.3	4	66.7	6
合計	48	20.3	189	79.7	237

⑶　ＡＥＤ貸出状況

本市では、市内で開催されるイベント等の主催団体への貸出用として5台のほか、生涯学習スポーツ部の部内イベント事業用として1台、プール施設閉鎖期間中の保管分として2台のＡＥＤを所有している。主催団体への貸出用については、本市ウェブサイトにおいて、貸出要綱及び貸出申込書を掲載している。平成24年度における貸出及び携帯状況は次のとおりである。

表10　ＡＥＤ貸出及び携帯状況(平成24年度)

担当所管課	区分	合計
福祉部 福祉政策課(3台)	延べ日数	193
	件数	29
市民部 八王子駅南口総合事務所(2台)	延べ日数	47
	件数	5
生涯学習スポーツ部スポーツ振興課 (部内イベント事業用携帯分1台)	延べ日数	11
	件数	3
生涯学習スポーツ部生涯学習政策課 (プール閉鎖期間保管分2台)	延べ日数	23
	件数	3
合計	延べ日数	274
	件数	40

注:述べ日数とは、件数に貸出日数又は携帯日数を乗じて得た日数をいう。

第3　監査の結果

1　ＡＥＤの設置状況は適切か。

平成25年3月26日付総務省行政評価局長通知による要請を受け、平成25年9月27日に厚生労働省が公表した「ＡＥＤの適正配置に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)によると、ＡＥＤは、設置場所が容易に把握できるように施設

の見やすい場所に設置することが求められるとしており、日常点検のしやすい場所への設置、天候による影響などを考慮した壊れにくい環境への設置も重要としている。また、誰もがアクセス可能とするために、施錠しないことや常に使用できる人がいることも考慮すべきとしている。

そこで、調査票による調査をしたところ、市立小中学校（以下「学校」という。）以外の施設については、主に事務室周辺、事務室又はロビー等概ねガイドラインに基づいた適正な場所にＡＥＤが設置されていた。

しかし、実地調査では、既に使われていない事務室前にＡＥＤが設置されており、かつ、収納ケース前に物が置かれているため、ＡＥＤを取り出すことが困難な状態であるもの、金庫や食器棚の中に保管されていたり段ボールの中にＡＥＤが置かれているため日常点検がしやすいとはいい難いものも見受けられた。

［好ましくない例］

収納ケースの前に物が置かれており、扉が十分に開かないため、ＡＥＤを容易に取り出せない。

［好ましくない例］

ＡＥＤが事務所奥の段ボールの中に置かれている。

学校については、職員玄関、事務室付近、事務室、職員室、保健室等様々な場所に配置されており、各校での設置場所における事情を考慮しても、統一性が見られなかった。

保健室にＡＥＤを設置している学校は14校あるが、保健室は、養護教諭が不在の場合には、施錠されていることが多く、緊急時の対応が難しい場所と推察されるため、平成19年度の学校教育部学事課（当時）の通知で保健室への配置を認めていた経過はあるものの、ガイドラインにのっとった適正な設置場所とはいい難い。

また、ガイドラインでは、心停止発生から遅くとも5分以内にＡＥＤの装着ができる場所に設置することが望ましいとしている。福祉部福祉政策課によると、本市の既存の公共施設にはＡＥＤがほぼ配置されているとのことであったが、現状におけるＡＥＤの配置や設置の状況を見てみると、一部のスポーツ施設や複合施設においては、ガイドラインにのっとっているとはいい難いものが見受けられた。

以上のことから、ガイドラインを参考にしたＡＥＤの配置や設置を再度検討されたい。

［好ましくない例］

ＡＥＤが保健室のロッカー内に置かれている。

［好ましくない例］

敷地が広いスポーツ施設だが、ＡＥＤは管理事務所の1台のみである。

2　ＡＥＤの購入やリースは計画的かつ経済的に行われているか。

ＡＥＤの取得方法については、表2のとおり、5年間のリース契約により取得してい

る施設が大半であり、それに係るリース料については、リース契約の時期やリース台数等の違いから、多少の差異が生じているものの、概ね適正な金額であると考える。

一方、購入によりＡＥＤが設置されている施設においては、製造販売業者が耐用年数を7年としているＡＥＤを、平成18年2月に購入後実地調査日現在まで継続して使用していた施設が見られた。

ＡＥＤは、薬事法に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に該当するとされており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある機器であるため、耐用年数を超えた使用を行うべきではないことは当然のことであり、再リースを行うに当たっては、耐用年数を超えないよう十分留意する必要がある。

ついては、耐用年数を超えた使用をしている所管課においては、早急な対応をされたい。

また、ＡＥＤは、表2のとおり、寄附により配置されている場合もあるが、この場合の寄附は期限付きのものであり、一定の期間が経過すると、ＡＥＤ本体を製造販売業者が撤去することとなっているところ、そのことを今回の調査時点まで承知せず管理していた所管課があった。ＡＥＤは、その必要性から各施設に配置されているものであることから、未設置の期間が発生することのないよう計画的な管理をされたい。

3　ＡＥＤの日常的な点検管理が適切に行われているか。

平成21年通知に記載されている「ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等について」（以下「ＡＥＤ設置者実施事項」という。）によると、ＡＥＤの設置者は設置したＡＥＤの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置のうえ、日常点検を実施することとし、その点検方法は、ＡＥＤ本体のインジケーターのランプの色や表示により、ＡＥＤが正常に使用可能な状態であることを毎日確認し、記録することとしている。また、消耗品の管理として、表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるように、ＡＥＤ本体、収納ケース等の見やすい場所に当該表示ラベルを取り付け、又は貼付し、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することとしている。

日常点検については、表5のとおり、ＡＥＤ設置施設において概ね実施されていたが、学校のうち5校で日常点検が実施されていなかった。日常点検の実施頻度については、学校及びその他施設以外の施設においては、毎日実施をしていた施設の割合は68．8％から96．8％までの間であったが、学校における割合は、13．1％、その他の施設では50．0％であった。また、厚生労働省が推奨している毎日の点検及び記録について、実施している施設の割合は、表6のとおり、全体としては35．0％、学校では4．7％、スポーツ施設では0％であった。

なお、今回の実地調査において、ＡＥＤ本体がＡＥＤカバーに適切に収納されて

いないためインジケーターのランプが視認することができない状態で設置されており、日常点検も実施されていない施設も見られた。

消耗品の管理については、表4のとおり、概ね電極パッドやバッテリーの使用期限の表示ラベル等への表示は適正に行われていた。しかし、今回、実地調査をした施設62箇所の中で、調査票において表示ラベルを取り付けていると回答した施設55箇所のうち、表示ラベルは取り付けられているものの、収納ケースを開けないと表示ラベルを確認できない施設が11箇所、電極パッドやバッテリーを交換していたにもかかわらず、表示ラベルの内容を更新していない施設が3箇所あった。

また、使用期限が途過している電極パッド又はバッテリーの交換が行われていない施設がそれぞれ1箇所ずつ見受けられた。

以上のことから、一部の施設においては、AED設置者実施事項に基づいた日常点検が実施されているとはいえないため、適切な実施をするよう対応されたい。

[好ましくない例]

AEDの収納誤りにより、インジケーターが視認できない。

[好ましくない例]

表示ラベルの内容を更新していない。(2013年11月撮影)

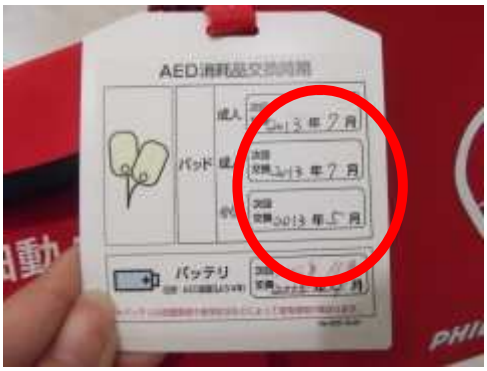

4　ＡＥＤの操作方法等の習得（職員研修等）が適切に行われているか。

ＡＥＤ設置者実施事項によれば、ＡＥＤの点検担当者については、ＡＥＤの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいとされている。また、ガイドラインにおいても、ＡＥＤ設置施設関係者は日頃から施設内の最寄りのＡＥＤ設置場所を把握しておくとともに、ＡＥＤを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくことが必要であるとされている。

東京消防庁では、心肺蘇生やＡＥＤの使い方、けがの手当てなどの救命講習を、要望に応じて実施しており、その種類は、応急救護講習、救命入門コース、普通救命講習及び上級救命講習と多岐に渡っている。本市正規職員は3年ごとに普通救命講習を受講することとしているため、今回の調査は、この普通救命講習又はそれ以上の講習を受講しているかを調査項目とした。その結果が表3である。

全体の受講率は５６．０％であり、管理区分別にみると、市管理の施設が５６．５％、指定管理施設が５５．０％であった。指定管理施設においては、図1のとおり、指定管理者職員等の指定管理者単位における受講率は分散しており、これは、指定管理者により講習に対する意識や取組の違いがその要因と考えられる。また、市管理の施設においては、正規職員の受講率８９．８％に対して、正規職員以外の受講率は２０．３％であり、嘱託職員、臨時職員及び委託業者の受講率が高くないといえる。

正規職員以外の職員研修について、普通救命講習を所掌する総務部安全衛生管理課に確認したところ、嘱託職員及び臨時職員への講習は、所管課からの依頼に基づき、普通救命講習や本市の応急手当普及員による講習を実施しているとのことであった。

ガイドラインでは、ＡＥＤ設置関係者について、ＡＥＤを含む心肺蘇生の訓練の必要性が述べられているところである。所管課においては、正規職員の普通救命講習の定期的な受講のみならず、施設の設置者としての立場から、嘱託職員、臨時職員、指定管理者職員等へのＡＥＤの使用に関する講習の実態を把握し、これらのＡＥＤ設置関係者としての計画的な受講についても検討されたい。

5　設置場所の表示、啓発及び情報提供（関係機関への登録等を含む。）が適切に行われているか。

ガイドラインでは、ＡＥＤの設置場所を示す掲示、位置案内のサインボードなどが適切に掲示されていることが求められるとしている。

また、一般社団法人日本循環器学会ＡＥＤ検討委員会及び公益財団法人日本心臓財団による「ＡＥＤの具体的設置･配置基準に関する提言」（以下「提言」という。）によれば、心停止発生から遅くとも5分以内にＡＥＤを用いた除細動が可能な体制

が必要としている。

そこで、施設外ではＡＥＤ設置施設であることの判別を、施設内ではＡＥＤ設置場所への速やかなアクセスを可能にすることが表示として重要な役割であると捉え、それぞれ役割の異なる施設外表示及び施設内表示に区分して、調査票による調査及び実地調査を行った。

⑴ 施設外表示について

施設外表示については、ＡＥＤが設置されている公共施設であることを施設周辺の住民等に周知するために必要な手段と考える。調査票による調査及び実地調査の結果、表7のとおり、学校以外の施設においては、概ね適正に表示されていたものの、施設外から見えにくい場所に表示している施設も散見された。また、表示がされていない施設も一部見受けられたが、これは、当該施設が市所有以外の建物内に設置されていることが主な理由であった。

［好ましい例］

入口のドアにステッカーを貼り、この施設がＡＥＤ設置施設であることを示している。＜中央図書館＞

［好ましくない例］

ステッカーを貼っているが、他の貼付物により、表示内容が分かりにくい。

学校において、施設外に対して表示をしていたのは、表7のとおり107校中27校で全体の25．2％であった。学校については、他の施設と異なり校庭や校

舎等により敷地が非常に広いことから、校舎内の入口付近に表示をしただけでは適切な施設外表示とはならない事情も考慮できるところである。しかしながら、学校に設置しているＡＥＤは、児童生徒やその保護者、教職員等の学校関係者及び学校周辺の地域住民等も使用対象となっているものの、調査票による調査の結果、その意識が薄いことが確認され、このことも割合の低い要因の一つと考えられる。

なお、実地調査では、ガイドラインに述べられているような適切な表示をしている学校も一部見受けられたところである。

過去、学校では、選挙の投票の際や学校の施設開放の際に来校した市民に対してＡＥＤが使用されている例があることからも、使用対象者は必ずしも児童生徒、保護者、教職員等の学校関係者に限定するべきではなく、学校周辺の地域住民にもＡＥＤが設置されていることを周知することが必要である。

以上のことから、ＡＥＤ設置施設の各所管課においては、施設外表示の方法について検討をされたい。

［好ましい例］

門扉にＡＥＤ設置施設であることを表示している。＜楢原中学校＞

［好ましい例］

人通りの多い道路に面している西門横の掲示板にＡＥＤ設置施設であることを表示している。

＜南大沢中学校＞

⑵ 施設内表示について

提言によると、ＡＥＤ設置場所の周知方法として、施設案内図への表示、エレベーター内パネルでのＡＥＤ設置フロアーの明示、ＡＥＤ設置場所への案内板の設置などを挙げている。これは、ＡＥＤの設置場所に容易にアクセスできるように案内するための方法を採ることを示していると考えられる。

このような観点から、調査票による調査及び実地調査を実施したところ、施設内表示について調査票による回答では表8のとおり概ね表示ありとされていたものの、施設内表示を表示ありと回答した施設のうち実地調査を行った62箇所において、設置場所を明確に表示している施設は少なく、ほとんどは、「ＡＥＤ設置施設」と記載されたステッカーを施設入口や設置場所付近に貼付しているだけであった。また、複数のフロアーを有する施設において、ＡＥＤを設置しているフロアー以外のフロアーに設置場所を表示しているのは、一部の市民センターなど数施設のみであった。

【好ましい例】

施設内の各所に案内板を天井から吊るして、ＡＥＤの設置場所を示している。

＜元八王子市民センター＞

フロアーが一つであり、かつ、施設内が狭い場合には、施設内表示がないとしても、容易にＡＥＤにアクセスできるため問題はないといえる。一方、実地調査の結果、野球場やサッカー場などのように心臓振盪（しんぞうしんとう：胸部に衝撃が加わったことにより心臓が停止してしまう状態）を誘発する可能性が高い競技が実施される施設には、事務所にＡＥＤが設置されているものの、競技場自体にＡＥＤの設置場所を示す表示がある施設がほとんどないことから、ＡＥＤを使用する必要が生じた場合に、容易にＡＥＤにアクセスできるか疑問である。

［好ましくない例］

管理事務所の窓にＡＥＤの設置場所を示す表示があるが、球技場にはＡＥＤ設置場所を案内する表示がない。

また、複合施設においては、各フロアーに設置されている施設の所管課が異なることから、ＡＥＤを設置していない施設には、最寄りのＡＥＤの設置場所（フロアー）を示す表示はほとんど見られなかった。ＡＥＤが設置されていない施設の職員は、使用の必要性が生じた場合には最寄りの施設に設置されているＡＥＤを使用することを前提としているため当該施設には設置されていないということを意識することが重要である。

以上のことから、ＡＥＤ設置施設を管理する各所管課においては、ＡＥＤの設置場所に容易にアクセスできるように案内するための方策を検討されたい。

［好ましい例］

ＡＥＤが設置されているフロアー以外の各フロアーにＡＥＤ設置場所の案内がある。

＜生涯学習センター＞

⑶ 日本救急医療財団へのＡＥＤ設置情報登録について

平成２１年通知では、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するＡＥＤの設置場所について把握し、必要なときにＡＥＤが迅速に使用できるよう、製造販売業者等を通じて、日本救急医療財団への登録を積極的に実施するよう求めているところである。

日本救急医療財団への登録率については、調査時点において、表9のとおり２０．３％であり、必ずしも積極的な取組が実施されているとはいえない。登録していない理由には、製造販売業者に対して申請したものの製造販売業者側が登録を失念している事例もあったが、登録申請をした施設側においては、一定期間経過後に確認をすることも必要である。調査後の登録率は、その後の対応により５９．５％と向上しているが、今後も積極的な情報提供に努められたい。

⑷ 貸出用ＡＥＤについて

前述のとおり、本市では、市内で開催されるイベント等の主催団体（以下「市民等の団体」という。）への貸出用として5台のほか、生涯学習スポーツ部の部内イベント事業用として1台、プール施設閉鎖期間中の保管分として2台のＡＥＤを所有している。

そこで、平成２４年度の貸出し及び携帯の状況について確認したところ、表１０のとおり部内イベント事業としてのＡＥＤの携帯及び保管分のＡＥＤの貸出しはそれぞれ3件であることが判明した。

所管課に確認したところ、保管分のＡＥＤについては、プールの閉鎖期間である約１０か月間所管課で保管をしているが、貸出しを目的として保管している訳ではないが、要請があれば貸し出しているとのことであった。

部内イベント事業用及び保管分のＡＥＤについては、それぞれが貸出しを目的として保有をしているものではないが、平成２４年度の実績を考慮すると、部内以外での本市のイベント事業用として貸出しを行うなど、他の活用方法を検討する余地は十分あると考える。

また、市民等の団体への貸出しについても、平成２４年度に貸出しを行った件数は３４件であり、１台当たり約7件の貸出しを行ったのみということになり、必ずしも十分に活用されているとはいい難い。

以上のことから、部内イベント事業用又は保管分のＡＥＤを管理する各所管課においては、活用方法の見直しや庁内掲示板による周知など、更なる活用を図るための方策を検討するとともに、市民等の団体への貸出しを所掌する所管課においては、市民等の団体の積極的な活用を促進するための方策を検討されたい。

6　指定管理施設にあっては、ＡＥＤの管理に関し、所管課から指定管理者への指示が適切に行われているか。

ＡＥＤ設置施設237箇所のうち、指定管理施設は60箇所、24団体である。これらの施設のＡＥＤの維持管理等について指定管理に係る基本協定書及び年度協定書（以下これらを「協定書」という。）を確認したところ、設置場所や講習の受講などＡＥＤの取扱いに必要な具体的な対応方法を明確に記載している協定書は見当たらなかった。ただし、保育園については協定締結後、ＡＥＤの適正な維持管理のための点検方法等の取扱方法に関する通知が所管課から送付されていた。

また、調査票の回答において、指定管理者に対し、口頭でのＡＥＤに関する指示をし、また、必要な報告を求めていると回答した所管課があったものの、実地調査をした限りでは、指定管理者が所管課から維持管理に関する指示をされ、報告を求められ、又は報告をしたという事実は確認できなかった。一方、指定管理施設では、自主的に日常点検を実施し、点検記録簿により記録をしている施設も見受けられた。

以上のことから、指定管理施設を所掌する所管課においては、指定管理者の自主性に頼ることなく、協定書等指定管理業務の内容を定める書面にＡＥＤの維持管理及び報告についての詳細な内容を記載することで、ＡＥＤに係る確実な維持管理を図るよう努められたい。

7　総括

ＡＥＤに関する基準の設定及び統括する所管課の設定について

今回、「ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置及び管理状況について」をテーマとして監査を実施したところ、ＡＥＤの設置場所や維持管理について、ＡＥＤ設置者実施事項に基づき適切に実施している施設も見られたものの、前述したような問題点も見受けられた。

ＡＥＤは、平成16年7月1日付厚生労働省医政局長通知により、非医療従事者によるＡＥＤの使用についての取扱いが示されたことを機に、本市においても、設置が必要とされる各施設に配置された。その後、平成21年通知により、各地方公共団体に対するＡＥＤの適切な管理等の徹底及びＡＥＤの設置者が行うべき事項等についての周知の要請があり、これを受けて、福祉部では、毎年度のＡＥＤの設置数や消耗品の交換状況などの調査の際に、当該通知を添付し、適切な維持管理等の周知を図っているところである。

一方、今回の調査の結果、日常点検の回数、点検記録簿作成及び表示ラベルの取付けについて、ＡＥＤ設置者実施事項に基づいて適切に実施されているとはいえない施設も見受けられた。また、指定管理施設や学校に対しては、所管課からのＡＥＤの維持管理に関する具体的な指示も行われていないことが判明した。

設置場所に関する表示については、表示する目的や方法について、本市において基準が設定されていないことから、各ＡＥＤ設置施設において対応が異なり統一性に欠けていた。また、所管課が異なる施設が複数設置されている複合施設においては、ＡＥＤが1台のみ配置されている場合が多く、配置されていない施設は、前述のとおり最寄りのＡＥＤの設置場所の表示がされていない事例が多く見られた。

厚生労働省では、平成21年通知以降も、ＡＥＤの維持管理が一部において適切に行われていない実態を踏まえ、平成25年9月27日通知により、地方公共団体に対して、ＡＥＤ設置者実施事項の周知徹底について再度要請するとともに、「ＡＥＤの適正配置に関するガイドライン」を公表したところである。

本市では、設置以来11件のＡＥＤの使用実績があり、また、平成24年11月の総務省消防庁の報告によれば、全国の平成23年中に救急搬送された心肺機能停止傷病者の43％において、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）によりＡＥＤによる除細動を含む応急手当が実施されており、応急手当の実施率が過去最高を記録した。このように、市民のＡＥＤへの関心の高まりが感じられる中、地域における公共施設の役割として、本市がより積極的にＡＥＤの適正配置や維持管理に取り組むことが必要である。

本市においては、前述のとおり、厚生労働省からの通知に関する各所管課への周知や市の施設におけるＡＥＤの配置に関する情報提供については、現在、福祉部福祉政策課が取りまとめを行っているが、市として、ＡＥＤの管理運営を統括する所管課が定められていない状況にある。

以上のことから、ガイドラインや提言等を踏まえ、本市におけるＡＥＤの配置、維持管理、表示等に関する基準の策定及び所管課への周知徹底並びにこれらを統括する所管課の設定を検討されたい。

≪参考≫ＡＥＤ設置状況一覧（平成２５年１１月１４日現在）

施設区分	対象施設	所管部	所管課	台数
事業所	本庁舎（B1F守衛室前）	財務部	管財課	1
	本庁舎（4Fエレベーターホール）	財務部	管財課	1
	本庁舎（1F自動販売機）	財務部	管財課（社会福祉協議会）	1
	加住事務所	市民部	元八王子地域事務所	1
	元八王子事務所	市民部	元八王子地域事務所	1
	川口事務所	市民部	元八王子地域事務所	1
	横山事務所	市民部	浅川地域事務所	1
	館事務所	市民部	浅川地域事務所	1
	石川事務所	市民部	北野地域事務所	1
	北野事務所	市民部	北野地域事務所	1
	由井事務所	市民部	北野地域事務所	1
	八王子駅南口総合（外貸出用2台）	市民部	八王子駅南口総合事務所	3
	福祉政策課（貸出用3台）	福祉部	福祉政策課	3
	プラスチック資源化センター	資源循環部	戸吹クリーンセンター	1
	戸吹清掃工場	資源循環部	戸吹クリーンセンター	1
	北野清掃工場	資源循環部	北野清掃工場	1
	北野衛生処理センター	水環境部	水再生施設課	1
	スポーツ振興課（イベント用）	（教）生涯学習スポーツ部	スポーツ振興課	1
	市史編さん室	市史編さん室	市史編さん室	無
	恩方事務所	市民部	元八王子地域事務所	無
	浅川事務所	市民部	浅川地域事務所	無
	由木事務所	市民部	由木地域事務所	無
	由木東事務所	市民部	由木地域事務所	無
	南大沢事務所	市民部	由木地域事務所	無
	消費生活センター	市民部	消費生活センター	無
	館清掃事業所	資源循環部	館清掃事業所	無
	戸吹不燃物処理センター	資源循環部	戸吹クリーンセンター	無
	戸吹清掃事業所	資源循環部	戸吹清掃事業所	無
	南大沢清掃事業所	資源循環部	南大沢清掃事業所	無
	北野下水処理場	水環境部	水再生施設課	無
	道路交通部補修センター	道路交通部	補修センター	無
	施設数小計			31
	ＡＥＤ設置施設数小計			18
	ＡＥＤ台数小計			22
児童施設	地域子ども家庭支援センターみなみ野	子ども家庭部	子ども家庭支援センター	1
	地域子ども家庭支援センター南大沢	子ども家庭部	子ども家庭支援センター	1
	館ケ丘児童館	子ども家庭部	児童青少年課	1
	元八王子児童館	子ども家庭部	児童青少年課	1
	松が谷児童館	子ども家庭部	児童青少年課	1
	松が谷児童館鹿島分館	子ども家庭部	児童青少年課	1
	川口児童館	子ども家庭部	児童青少年課	1
	浅川児童館	子ども家庭部	児童青少年課	1
	中郷児童館	子ども家庭部	児童青少年課	1
	中郷児童館長房分館	子ども家庭部	児童青少年課	1
	中野児童館	子ども家庭部	児童青少年課	1
	南大谷児童館	子ども家庭部	児童青少年課	1
	北野児童館	子ども家庭部	児童青少年課	1
	由木児童館	子ども家庭部	児童青少年課	1
	市立みなみ野保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立恩方保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立元八王子保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立高尾保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立子安保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立静教保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立石川保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立千人保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立多賀保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立中野保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立長房西保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立長房中央保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立長房南保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立津久田保育園1号館	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立津久田保育園2号館	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立富士見台保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	市立北野保育園	子ども家庭部	保育幼稚園課	1
	子ども家庭支援センター	子ども家庭部	子ども家庭支援センター	無
	地域子ども家庭支援センター館	子ども家庭部	子ども家庭支援センター	無

≪参考≫ＡＥＤ設置状況一覧（平成２５年１１月１４日現在）

施設区分	対象施設	所管部	所管課	台数
児童施設	地域子ども家庭支援センター元八王子	子ども家庭部	子ども家庭支援センター	無
	地域子ども家庭支援センター石川	子ども家庭部	子ども家庭支援センター	無
	あたご学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	からまつ学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	つくみ学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	まつぎ学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	みなみ野学童保育所（第1クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	みなみ野学童保育所（第2クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	みなみ野君田小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	横山学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	横山第一小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	横川学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	恩方西学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	恩方東学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	下柚木学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	加住小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	館ヶ丘学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	久保山学童保育所（第1・2クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	久保山学童保育所（第3クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	宮上学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	元八王子学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	元八王子東小学童クラブ	子ども家庭部	児童青少年課	無
	高倉小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	高嶺小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	山田小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	散田小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	子安小学童保育所（第1クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	子安小学童保育所（第2クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	寺町学童クラブ	子ども家庭部	児童青少年課	無
	寺田学童保育所（第1クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	寺田学童保育所（第2クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	鹿島学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	七国小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	秋葉台学童保育所（第1クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	秋葉台学童保育所（第2クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	小宮小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	松が谷学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	上壱分方学童クラブ	子ども家庭部	児童青少年課	無
	上川口小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	上柚木小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	城山学童保育所（第1クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	城山学童保育所（第2クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	清水小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	石川学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	千人町学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	川口学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	浅川学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	船田小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	台町学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	大和田小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	第一小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	第九小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	第四小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	第十小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	中山小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	中野学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	長沼学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	長池学童保育所（第1クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	長池学童保育所（第2クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	長房学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	東浅川小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	楢原小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	南大沢学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	南大沢西学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	弐分方小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	八木町学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	美山小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	別所学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無

≪参考≫ＡＥＤ設置状況一覧（平成２５年１１月１４日現在）

施設区分	対象施設	所管部	所管課	台数
児童施設	片倉台学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	北野学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	鑓水小学童保育所（第1クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	鑓水小学童保育所（第2クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	由井かたくら学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	由井学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	由木学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	由木西小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	由木東小学童保育所	子ども家庭部	児童青少年課	無
	椚田小学童保育所（第1・2クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	椚田小学童保育所（第3クラブ）	子ども家庭部	児童青少年課	無
	施設数小計			112
	ＡＥＤ設置施設数小計			31
	ＡＥＤ台数小計			31
市民活動・交流施設	いちょうホール	市民活動推進部	学園都市文化課	1
	オリンパスホール（事務室外1台）	市民活動推進部	学園都市文化課	2
	学園都市センター	市民活動推進部	学園都市文化課	1
	南大沢文化会館	市民活動推進部	学園都市文化課	1
	大和田市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	長房市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	浅川市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	子安市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	由木中央市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	由井市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	由井市民センターみなみ野分館	市民活動推進部	協働推進課（由井西部地域住民協議会）	1
	北野市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	元八王子市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	由木東市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	中野市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	石川市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	恩方市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	台町市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	南大沢市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	川口市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	加住市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	横山南市民センター	市民活動推進部	協働推進課	1
	夕やけ小やけふれあいの里おおるりの家	産業振興部	観光課	1
	夕やけ小やけふれあいの里管理棟	産業振興部	観光課	1
	榛名公園会館（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	館町市民センター（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	天神会館（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	明神会館（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	戸吹会館（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	万町会館（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	横川会館（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	犬目会館（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	川口東部会館（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	小宮会館（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	平町会館（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	山田会館（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	長沼春日会館（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	北野南部会館（地区会館）	市民活動推進部	協働推進課	無
	市民活動支援センター	市民活動推進部	協働推進課	無
	男女共同参画センター	市民活動推進部	男女共同参画課	無
	施設数小計			40
	ＡＥＤ設置施設数小計			24
	ＡＥＤ台数小計			25
市立小中学校	市立小学校６９校	（教）学校教育部	施設管理課	69
	市立中学校３８校	（教）学校教育部	施設管理課	38
	施設数小計			107
	ＡＥＤ設置施設数小計			107
	ＡＥＤ台数小計			107
文化教育・生涯学習施設	夢美術館	市民活動推進部	学園都市文化課	1
	長池公園（自然館）	まちなみ整備部	公園課	1
	教育センター	（教）学校教育部	指導課	1
	コニカミノルタサイエンスドーム	（教）生涯学習スポーツ部	こども科学館	1
	生涯学習センター	（教）生涯学習スポーツ部	学習支援課	1

≪参考≫ＡＥＤ設置状況一覧（平成２５年１１月１４日現在）

施設区分	対象施設	所管部	所管課	台数
文化教育・生涯学習施設	姫木平自然の家	(教) 生涯学習スポーツ部	生涯学習政策課	1
	八王子城跡ガイダンス施設	(教) 生涯学習スポーツ部	文化財課	1
	郷土資料館	(教) 生涯学習スポーツ部	文化財課	1
	絹の道資料館	(教) 生涯学習スポーツ部	文化財課	1
	中央図書館	(教) 図書館部	中央図書館	1
	エコひろば（環境学習室及び温暖化防止センター）	環境部	環境政策課	無
	高尾駒木野庭園（体験学習施設）	まちなみ整備部	公園課	無
	生涯学習センター川口分館	(教) 生涯学習スポーツ部	学習支援課	無
	生涯学習センター南大沢分館	(教) 生涯学習スポーツ部	学習支援課	無
	史跡八王子城跡	(教) 生涯学習スポーツ部	文化財課	無
	中田遺跡	(教) 生涯学習スポーツ部	文化財課	無
	生涯学習センター図書館	(教) 図書館部	生涯学習センター図書館	無
	川口図書館	(教) 図書館部	川口図書館	無
	中央図書館北野分室	(教) 図書館部	中央図書館	無
	南大沢図書館	(教) 図書館部	南大沢図書館	無
	施設数小計			20
	ＡＥＤ設置施設数小計			10
	ＡＥＤ台数小計			10
保健福祉施設	長房ふれあい館	市民活動推進部	協働推進課	1
	高齢者在宅サービスセンター石川	福祉部	高齢者いきいき課	1
	高齢者在宅サービスセンター中野	福祉部	高齢者いきいき課	1
	高齢者在宅サービスセンター長沼	福祉部	高齢者いきいき課	1
	高齢者在宅サービスセンター長房	福祉部	高齢者いきいき課	1
	恩方老人憩の家	福祉部	高齢者いきいき課	1
	障害者療育センター	福祉部	障害者福祉課	1
	心身障害者福祉センター	福祉部	障害者福祉課	1
	大横保健福祉センター	医療保険部	大横保健福祉センター	1
	保健センター	医療保険部	大横保健福祉センター	1
	戸吹湯ったり館	医療保険部	地域医療政策課	1
	小児・障害メディカルセンター（夜間救急外2台）	医療保険部	地域医療政策課	3
	東浅川保健福祉センター	医療保険部	東浅川保健福祉センター	1
	南大沢保健福祉センター	医療保険部	南大沢保健福祉センター	1
	南大沢保健福祉センター分室	医療保険部	南大沢保健福祉センター	1
	保健所	健康部	健康政策課	1
	高齢者在宅サービスセンターやまゆり	福祉部	高齢者いきいき課	無
	地域包括支援センター寺田	福祉部	高齢者福祉課	無
	地域包括支援センター長房	福祉部	高齢者福祉課	無
	長沼通所センター	福祉部	障害者福祉課	無
	施設数小計			20
	ＡＥＤ設置施設数小計			16
	ＡＥＤ台数小計			18
スポーツ施設	久保山公園テニスコート	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	戸吹スポーツ公園スケートパーク	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	戸吹スポーツ公園管理棟	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	甲の原体育館	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	市民球場	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	市民体育館分館	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	市民体育館本館	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	松木公園テニスコート	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	上柚木公園テニスコート	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	上柚木公園野球場	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	上柚木公園陸上競技場	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	西寺方グラウンド	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	川町運動場	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	大塚公園プール	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	大塚公園管理事務所	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	大平公園テニスコート	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	滝ガ原運動場	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	殿入中央公園テニスコート	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	内裏谷戸公園テニスコート	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	富士森公園テニスコート	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	富士森公園陸上競技場	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	別所公園テニスコート	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	北野公園野球場	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	陵南プール	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	椚田運動場	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	1
	戸吹スポーツ公園サッカー兼ラグビー場	(教) 生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	無

≪参考≫ＡＥＤ設置状況一覧（平成２５年１１月１４日現在）

施設区分	対象施設	所管部	所管課	台数
スポーツ施設	戸吹スポーツ公園テニスコート	（教）生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	無
	上柚木公園ソフトボール場	（教）生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	無
	大塚公園テニスコート	（教）生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	無
	大塚公園野球場	（教）生涯学習スポーツ部	スポーツ施設管理課	無
	校庭夜間開放施設管理指導員室（元八王子小学校）	（教）学校教育部	施設管理課	無
	校庭夜間開放施設管理指導員室（松枝小学校）	（教）学校教育部	施設管理課	無
	校庭夜間開放施設管理指導員室（清水小学校）	（教）学校教育部	施設管理課	無
	校庭夜間開放施設管理指導員室（船田小学校）	（教）学校教育部	施設管理課	無
	校庭夜間開放施設管理指導員室（大和田小学校）	（教）学校教育部	施設管理課	無
	校庭夜間開放施設管理指導員室（第三小学校）	（教）学校教育部	施設管理課	無
	校庭夜間開放施設管理指導員室（第四小学校）	（教）学校教育部	施設管理課	無
	校庭夜間開放施設管理指導員室（長沼小学校）	（教）学校教育部	施設管理課	無
	校庭夜間開放施設管理指導員室（東浅川小学校）	（教）学校教育部	施設管理課	無
	校庭夜間開放施設管理指導員室（由木中央小学校）	（教）学校教育部	施設管理課	無
	施設数小計			40
	ＡＥＤ設置施設数小計			25
	ＡＥＤ台数小計			25
その他の施設	八王子市斎場	市民部	斎場事務所	1
	道の駅八王子滝山	産業振興部	農林課	1
	北野余熱利用センター（あったかホール）	資源循環部	北野清掃工場	1
	清川交通遊園	道路交通部	交通事業課	1
	東浅川交通公園	道路交通部	交通事業課	1
	八王子駅北口地下駐車場	道路交通部	交通事業課（社会福祉協議会）	1
	甲の原霊園	市民部	市民生活課	無
	南多摩都市霊園	市民部	市民生活課	無
	緑町霊園	市民部	市民生活課	無
	高尾山麓駐車場	産業振興部	観光課	無
	八王子インフォメーションセンター	産業振興部	観光課	無
	恩方農村環境改善センター	産業振興部	農林課	無
	上川農村環境改善センター	産業振興部	農林課	無
	南大沢水リサイクルセンター	水環境部	水再生施設課	無
	高尾駒木野庭園（公園）	まちなみ整備部	公園課	無
	長池公園（公園）	まちなみ整備部	公園課	無
	東部地区公園	まちなみ整備部	公園課	無
	南西部地区公園	まちなみ整備部	公園課	無
	北部地区公園	まちなみ整備部	公園課	無
	市営住宅恩方団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅元本郷団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅高倉団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅初沢団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅小名路団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅新地団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅西中野団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅川口団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅泉町団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅大谷団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅大和田台団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅大和田団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅中原団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅中野団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅長房第一団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅長房第二団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅楢原団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅明神団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅落合第一団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅落合第三団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	市営住宅落合第二団地	まちなみ整備部	住宅政策課	無
	旭町駐車場	道路交通部	交通事業課	無
	南大沢駐車場	道路交通部	交通事業課	無
	施設数小計			42
	ＡＥＤ設置施設数小計			6
	ＡＥＤ台数小計			6
全体	施設数合計			412
	ＡＥＤ設置施設数合計			237
	ＡＥＤ台数合計			244

≪ 資　料 ≫

【資料1】

医政発第 0701001 号
平成 16 年 7 月 1 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長

非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について

救急医療、特に病院前救護の充実強化のための医師並びに看護師及び救急救命士（以下「有資格者」という。）以外の者による自動体外式除細動器（Automated External Defibrillators。以下「ＡＥＤ」という。）の使用に関しては、平成 15 年 11 月から、「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用のあり方検討会」を開催し、救急蘇生の観点からみた非医療従事者によるＡＥＤの使用条件のあり方等について検討してきたところ、このほど別添のとおり報告書（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

非医療従事者によるＡＥＤの使用については、報告書を踏まえ取扱うものであるので、貴職におかれてはその内容について了知いただくとともに、当面、下記の点に留意いただき、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知するとともに、特にＡＥＤの使用に関し、職域や教育現場で実施される講習も含め、多様な実施主体により対象者の特性を踏まえた講習が実施される等により、ＡＥＤの使用に関する理解が国民各層に幅広く行き渡るよう取り組みいただくほか、非医療従事者がＡＥＤを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で的確に把握し、検証するよう努めていただくようお願いする。

記

１　ＡＥＤを用いた除細動の医行為該当性

心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者（以下「心停止者」という。）に対するＡＥＤの使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条違反となるものであること。

２　非医療従事者によるＡＥＤの使用について

救命の現場に居合わせた一般市民（報告書第３の３の（４）「講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫」にいう「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者」に該当しない者をいうものとする。以下同じ。）がＡＥＤを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられること。

一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、平成 15 年 9 月 12 日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がＡＥＤを用いても医師法違反とならないものとされるための４つの条件、すなわち、

①　医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること

②　使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること

③　使用者が、ＡＥＤ使用に必要な講習を受けていること

④　使用されるＡＥＤが医療用具として薬事法上の承認を得ていること

については、報告書第２に示す考え方に沿って、報告書第３の通り具体化されたものであり、これによるものとすること。

３　一般市民を対象とした講習

ＡＥＤの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてＡＥＤを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講習の内容及び時間数については、報告書別紙の内容によることが適当であること。

なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にＡＥＤの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるＡＥＤの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね３時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。

講師については、報告書第３の３の（２）の公的な団体において、関係学会の協力を得て作成するものとされている非医療従事者を対象とした指導教育プログラムの普及が図られるまでの間は、関連する基本的心肺蘇生措置及びＡＥＤの使用に関し十分な知識・経験を有する有資格者とするものであり、関係団体等に協力を要請し、その確保に努めること。

４　効果の検証

非医療従事者がＡＥＤを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で、的確に把握し、検証するよう努めるものとし、その際、「メディカルコントロール体制の充実強化について（平成 15 年 3 月 26 日付消防庁救急救助課長、厚生労働省医政局指導課長通知）」により、庁内関係部局間の連携を密に、事後検証体制の確立に引き続き努めること。

５　その他

（１）　報告書の内容を踏まえ、指導教育プログラムが取りまとめられた際等には、必要に応じて追って通知するものであること。

（２）　関係省庁、関係団体、学会に対しては、当職より別途通知しているものであること。

（３）　非医療従事者によるＡＥＤの使用条件については、事後検証の結果等に基づき、講習のあり方等について適宜、見直すものであること。

【資料2】

写

医政発第0416001号
薬食発第0416001号
平成２１年4月１６日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）については、平成１６年７月１日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、ＡＥＤは、薬事法（昭和３５年法律第１４５号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてＡＥＤが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にＡＥＤの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添１のとおり、ＡＥＤの各製造販売業者に対して、ＡＥＤの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添２のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するＡＥＤの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

記

１．ＡＥＤの適切な管理等について、ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等を徹底すること。

２．貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。

３．貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。

４．各市町村及び関係団体との協力・連携の下、ＡＥＤの更なる普及のための啓発を行う際には、ＡＥＤの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。

５．各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するＡＥＤの使用に関する講習会において、ＡＥＤの適切な管理等の重要性についても伝えること。

（照会先）
医薬食品局安全対策課安全使用推進室
電　話：03-5253-1111（内線2751,2758）
夜間直通：03-3595-2435

別　紙

ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等について

１．点検担当者の配置について

ＡＥＤの設置者（ＡＥＤの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したＡＥＤの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、ＡＥＤの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

２．点検担当者の役割等について

ＡＥＤの点検担当者は、ＡＥＤの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

１）日常点検の実施

ＡＥＤ本体のインジケータのランプの色や表示により、ＡＥＤが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

２）表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにＡＥＤ本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するＡＥＤについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

３）消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、ＡＥＤに取り付けて下さい。

３．ＡＥＤの保守契約による管理等の委託について

ＡＥＤの購入者又は設置者は、ＡＥＤの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたＡＥＤの管理等を委託して差し支えありません。

４．ＡＥＤの設置情報登録について

ＡＥＤの設置情報登録については、平成１９年３月３０日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、ＡＥＤの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、ＡＥＤの設置場所について公表を同意いただいた場合には、ＡＥＤの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するＡＥＤの設置場所について把握し、必要な時にＡＥＤが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、ＡＥＤに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、ＡＥＤを家庭や事業所内に設置している場合等では、ＡＥＤの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

（参考）ＡＥＤ設置場所検索（財団法人日本救急医療財団ホームページ）ＵＲＬ
http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm

別 添 1

薬食安発第0416001号
平成２１年4月１６日

各製造販売業者代表者　殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について

自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）については、平成１６年７月１日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

この様な状況を踏まえ、救命救急においてＡＥＤが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、ＡＥＤの設置に当たっては、その適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、別添のとおり、ＡＥＤの設置施設等において、その適切な管理等が実施されるよう、各都道府県知事あて医政局長及び医薬食品局長の連名通知を発出したところです。

ついては、貴社が製造販売するＡＥＤについて、速やかに、下記の対策を実施するようお願いします。

記

１．表示ラベルの作成等について

ＡＥＤの設置施設等において、設置されたＡＥＤの電極パッドや及びバッテリの交換時期等を容易に確認することができるラベル（以下「表示ラベル」という。）を作成すること。

１）表示ラベルの記載内容について

表示ラベルには、電極パッド及びバッテリの交換時期の記入欄を作成すること。また、バッテリの交換時期に関する注意事項として、「バッテリはＡＥＤの設置環境や

使用状況によって使用期間が異なる可能性があり、交換時期は目安である」旨を明記すること。

２）表示ラベルの取扱いについて

ア．新規のＡＥＤ販売時の対応

ＡＥＤを新たに販売する際には、電極パッド及びバッテリの交換時期を記入した表示ラベルを取り付けた上で販売すること。

その際、表示ラベルは、通常の設置状態において記載内容が容易に確認できるよう、視認性に配慮した位置に取り付けること。

また、容易に外れたり、使用時にＡＥＤの取り出しを妨げたりすることのないよう工夫して取り付けること。

イ．既に設置されているＡＥＤへの対応

既に設置されているＡＥＤについては、薬事法施行規則第１７３条第１項及び第２項の規定により、ＡＥＤを販売、授与又は賃貸した際に記録した購入者又は把握している設置者に対して、販売業者又は賃貸業者と連携の上、表示ラベルを提供すること。

その際、設置者に対して、表示ラベルに現在設置されているＡＥＤの電極パッド及びバッテリの交換時期を記入した上でＡＥＤに取り付けるよう促すとともに、ＡＥＤの適切な管理等を実施するよう周知すること。

ウ．消耗品交換時の対応

交換のため、電極パッド又はバッテリのみを販売する際には、次回の交換時期を記入するための新しい表示ラベルやシール等を添付すること。

その際、ＡＥＤの設置者に対して、電極パッド又はバッテリの交換時には、新たな表示ラベル又はシール等に次回の交換時期を記入し、古い表示ラベルの上から貼り付けることで、交換時期に関する情報を更新する旨を分かりやすく説明すること。

２．必要な情報の提供等について

設置者がＡＥＤの適切な管理を実施できるよう、電極パッド及びバッテリについて、表示ラベルへの交換時期の記入方法、ＡＥＤ本体又はケース等への取り付け方法、日常点検の重要性及び実施方法（インジケータの確認法、異常時の対応、連絡先等）その他必要な情報を分かりやすく提供するとともに、日常点検の結果を記録するためのシートや手帳等を販売業者及び賃貸業者等と連携し、購入者又は設置者からの求めに応じ交付すること。

３．ＡＥＤの設置情報登録について

ＡＥＤの設置に関する情報について、販売業者又は賃貸業者と連携の上、把握に努めるとともに、ＡＥＤの購入者又は設置者に対して、財団法人日本救急医療財団への設置者登録を依頼すること。

４．ＡＥＤ等の添付文書の改訂について

製造販売するＡＥＤ及びＡＥＤの電極パッドの添付文書について、以下のとおり改訂すること。

１）ＡＥＤの添付文書の【貯蔵・保管方法及び使用期間等】欄に、「バッテリの寿命（ＡＥＤ装着時から○年)」を記載し、また、「バッテリはＡＥＤの設置環境や使用状況によって使用期間が異なる可能性があり、交換時期は目安である。」旨を記載すること。

２）ＡＥＤの添付文書の【取扱い上の注意】欄に、「日常の点検や消耗品（電極パッドやバッテリ）の交換時期の管理を適切に行う。」旨を記載すること。

３）ＡＥＤの添付文書の【取扱い上の注意】欄に、「原則、ＡＥＤを第三者に販売・授与しないこと。授与等を行う際は、必ず、あらかじめ販売業者又は製造販売業者に連絡する。」旨を記載すること。

４）ＡＥＤの添付文書の【保守・点検等に係る事項】欄に、「日常の点検として、インジケータを毎日確認する。」旨を記載すること。

５）電極パッドの添付文書の【貯蔵・保管方法及び使用期間等】欄に、「使用期間（製造時から○年)」を記載すること。

５．上記４に従い改訂したＡＥＤの添付文書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の「医薬品医療機器情報提供システム」ホームページ上に掲載すること。

６．上記に記載する対応の状況について、本年５月１８日（通知発出の１か月後）までに、機構安全部医療機器安全課に報告をすること。

なお、上記１、２、３の対応の状況については、当該報告の後も適宜、報告すること。また、上記４、５の対応については、当該報告期日までに完了すること。

各製造販売会社代表者

株式会社エムビーエス　代表取締役社長　三又 良昭

日本光電工業株式会社　代表取締役社長　鈴木 文雄

日本メドトロニック株式会社　代表取締役社長　島田　隆

株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン　代表取締役社長　上條　誠二

別 添 2

医政発第0416002号
薬食発第0416002号
平成２１年4月１６日

関係省庁等　あて

厚 生 労 働 省 医 政 局 長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）については、平成１６年７月１日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

この様な状況を踏まえ、救命救急においてＡＥＤが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にＡＥＤの適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、ＡＥＤの適切な管理等について、ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等を整理し、別添のとおり、各都道府県知事あて通知したので、貴職におかれては、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等の徹底をお願いします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等が徹底されるよう当該通知の内容について周知いただきますよう御協力願います。

併せて、貴省庁等、地方自治体（消防本部等）及び関係団体等が実施するＡＥＤの使用に関する講習会においても、ＡＥＤの適切な管理等の重要性について幅広く国民に理解されるようにするため、当該対策の実施を含めたＡＥＤの適切な管理等の重要性について伝えるよう御協力願います。

関係省庁等

内閣官房内閣総務官

内閣法制局総務主幹

人事院事務総局総括審議官

内閣府大臣官房長

宮内庁長官官房審議官

公正取引委員会事務総局官房総括審議官

警察庁長官官房長

金融庁総務企画局長

総務省大臣官房長

公害等調整委員会事務局長

消防庁次長

法務省大臣官房長

公安調査庁総務部長

最高検察庁総務部長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房長

国税庁次長

文部科学省大臣官房長

文化庁次長

社会保険庁総務部長

中央労働委員会事務局長

農林水産省大臣官房長

林野庁次長

水産庁次長

経済産業省大臣官房長

資源エネルギー庁次長

特許庁総務部長

中小企業庁次長

国土交通省大臣官房長

観光庁次長

気象庁総務部長

運輸安全委員会事務局長

海上保安庁総務部長

環境省大臣官房長

防衛省大臣官房長

会計検査院事務総局次長

最高裁判所事務総局経理局長

衆議院事務局庶務部長

参議院事務局庶務部長

国立国会図書館総務部長

【資料3】

医政発 0927 第 6 号
薬食発 0927 第 1 号
平成 25 年 9 月 27 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（再周知）

自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）については、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について」（平成 21 年４月 16 日付け医政発第 0416001 号、薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「21 年通知」という。）により、適切な管理方法を周知し、協力をお願いしています。

今般、ＡＥＤの製造販売業者にアンケート調査を行った結果、適切な維持管理が行われていない原因として、点検担当者の変更や時間の経過による維持管理への意識の低下などが挙げられています（別紙）。また、「ＡＥＤの設置拡大、適切な管理等について（あっせん）」（平成25年３月26日付け総評相第64号）で、21年通知の発出以降も、一部のＡＥＤの維持管理が適切に行われていない実態が指摘されています。

このため、ＡＥＤの管理者が消耗品の適切な交換など維持管理の方法を十分に理解し、日頃から意識するよう、貴管下の各関係団体等に対し、21年通知の再度の周知徹底をお願いいたします。その際、ＡＥＤが民間企業や集合住宅等にまで広く普及している現状を踏まえ、一般広報等の活用も検討をお願いいたします。

また、ＡＥＤの製造販売業者や販売業者・賃貸業者が提供する日常点検の受託業務や維持管理の補助の各種サービスを活用することも有効と考えられるので、必要に応じて活用することも検討をお願いいたします。

なお、本通知の写しを、関係省庁等に対し通知したことを申し添えます。

（別紙）

ＡＥＤの維持管理に関する製造販売業者に対するアンケート調査結果（概要）

１．アンケート調査の趣旨

設置されたＡＥＤの維持管理は、購入者又は設置者が行っているが、日頃から消耗品の交換など適切な維持管理が行われているかどうか、製造販売業者にアンケート調査を行い、適切な維持管理の普及啓発に役立てることとしたもの。

２．調査方法

・国内でＡＥＤを製造販売する製造販売業者（全６社）を対象とした。
・平成 25 年６月末にアンケートを配付し、８月に集計を行った。
・ＡＥＤの提供、設置の形態としては販売、リース、レンタルがある（その割合は各社で非公表）。

３．調査結果

①　消耗品の交換・提供は、どのように行われているか。

・概ね使用期限が切れる前に、製造販売業者から購入者又は設置者に電話、電子メール、ハガキ等で連絡している（製造販売業者から販売店に連絡し、販売店で対応するケースもある）。
・消耗品等の商品は、販売業者等が訪問して交換する場合と、商品を発送して点検担当者等が自ら交換する場合がある。

②　ＡＥＤの管理者である購入者又は設置者自らが維持管理を行っている場合、維持管理は適切に行われているか。

・製造販売業者等が日常点検の実施状況を網羅的に確認することは困難である。
・消耗品の交換については、リース・レンタル（消耗品込みでの契約）では定期的な商品の発送があるため、交換の実施率が高いとの意見もある（２社）。

③　設置されたＡＥＤの維持管理が適切に行われていない原因として、どのような理由が考えられるか。

・購入者又は設置者において、維持管理の必要性や重要性についての認識が不足している。
・点検担当者が変更になった場合や、設置してから時間が経過することにより、維持管理への意識が低下している。

※　維持管理が適切に行われていないと感じられる施設の種類に傾向があるかどうかを各社に質問したが、施設による違いはないとする社がある一方で、行政・公共施設、一般の会社、共同住宅を挙げる社もあり、各社により認識が異なった。

④　製造販売業者（又は販売・賃貸業者）として、ＡＥＤの購入者又は設置者に維持管理を適切に行っていただくために実施している取組はあるか。

・販売時に説明や教育を実施する、商品に説明資材を同梱する、訪問時に説明を行う等を各社で実施している。

・各社独自の取組事例として、以下のようなものがある。

　・ＡＥＤに自己診断を行った情報を発信する機能を付け、この自己診断の結果を製造販売業者が受信・管理し、維持管理に必要な情報をメール等で購入者又は設置者に提供する。

　・購入者又は設置者は、web 上に設けられた専用ページに消耗品の有効期限等を登録することができ、メール等で消耗品の交換時期のお知らせや関連情報の提供を受けることができる。

⑤　保守契約による管理の受託はどの程度行われているか。

・設置台数の約半数で保守契約を結んでいる１社を除き、他社ではほとんど保守契約は結ばれておらず、購入者又は設置者が自ら管理を行っている。

医政発 0927 第７号
薬食発 0927 第２号
平成 25 年９月 27 日

（別記１）　殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（再周知）

標記については、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について」（平成 21 年４月 16 日付け医政発第 0416002 号、薬食発第 0416002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「21 年通知」という。）により、ＡＥＤが救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。以下同じ。）等で設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等の徹底をお願いしているところです。

今般、各都道府県知事に対し、管内に設置されているＡＥＤについて、管理者が維持管理の方法を十分に理解して日頃から意識するとともに、製造販売業者等が提供する維持管理の各種サービスの活用も検討するよう、別添写しのとおり通知したので、御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎等で設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等の再度の徹底をお願いいたします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対し、その関係団体及び会員が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等が徹底されるよう、この通知の内容を再度周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

（別記１）

内閣官房内閣総務官	内閣法制局総務主幹
人事院事務総局総括審議官	内閣府大臣官房長
宮内庁長官官房審議官	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
警察庁長官官房長	金融庁総務企画局長
消費者庁次長	復興庁統括官
総務省大臣官房長	公害等調整委員会事務局長
消防庁次長	法務省大臣官房長
公安調査庁総務部長	最高検察庁総務部長
外務省大臣官房長	財務省大臣官房長
国税庁次長	文部科学省大臣官房長
文化庁次長	中央労働委員会事務局長
農林水産省大臣官房長	林野庁次長
水産庁次長	経済産業省大臣官房長
資源エネルギー庁次長	特許庁総務部長
中小企業庁次長	国土交通省大臣官房長
観光庁次長	気象庁総務部長
運輸安全委員会事務局長	海上保安庁総務部長
環境省大臣官房長	原子力規制庁次長
防衛省大臣官房長	会計検査院事務総局次長
最高裁判所事務総局経理局長	衆議院事務局庶務部長
参議院事務局庶務部長	国立国会図書館総務部長

【資料4】

AED の適正配置に関するガイドライン

平成 25 年 9 月 9 日

一般財団法人日本救急医療財団

AED の適正配置に関するガイドラインに関連し、開示すべきＣＯＩ関係にある企業等はありません。

AEDの適正配置に関するガイドライン

一般財団法人日本救急医療財団
非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会
AEDの設置基準と保守管理等に関するWG
AEDの設置基準に関する作業部会

本ガイドラインの趣旨

突然の病院外心停止事例においては通報を受けて救急隊が持参するAED（自動体外式除細動器）に比較して、公共のスペース等にあらかじめ設置しておいたAEDが、救命や社会復帰の点ですぐれた効果を発揮することが知られている。一方、AEDの設置場所や配置に関して、具体的で根拠のある基準は示されていなかった。そこで、本ガイドラインは一般人が使用することを目的としたAEDの設置場所を提示し、AEDの効率的で円滑な利用を促し、病院外心停止の救命を促進することを目的とした。

本ガイドラインを参考にすることで、一般人が使用することを目的としたAEDの導入を検討している、或いは既に設置済みの自治体や民間機関等の効果的かつ効率的な設置・配置に寄与できれば幸いである。

1．はじめに

2004年7月に非医療従事者による自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator, AED）の使用が認可されて以来、駅や空港、学校、官公庁などの公共施設への設置が進み、これまでに2011年には38万台を超えるAEDが販売されたと報告されている[1]。これは、人口当たりで換算すると米国を抜いて世界のトップの数となり、社会に誇れるものである。

総務省消防庁の救急蘇生統計によると、AEDの普及に伴い、AEDを用いて電気ショックがなされた病院外心停止数は年々増加している[2]。「平成24年版救急・救助の現況」によると、病院外での心原性心停止のうち、心停止を目撃され、AEDにより電気ショックが行われた患者の45%が救命されている[2]。しかし、市民により目撃された心原性心停止患者23,296名のうち、AEDを用いて電気ショックが実施された患者はその中の3%（738名）で、全心停止の中でのAED使用例はまだまだ少ないのが現状である[2]。

病院外心停止に対して市民によるAED使用例が少ない理由は、現場付近にAEDは存在したもののAEDの使用に至らなかったといった場合とAEDが未設置であったというハード的要因の2つに大別される。後者については、AEDの絶対数不足、病院外心停止の発生場所と設置場所のミスマッチ、地域のAED配置基準に一貫性がないこと、設置場所が市民に周知されていないこと、設置に関する政策の関与や計画的な配置がなされていないことなどが考えられる。

これまでAEDの普及は、まずその設置数を増やすことに重点が置かれてきたが、今後はより効果的かつ戦略的なAED配備と管理を進めていく必要がある。このような趣旨から日本救急医療財団では、平成16年から「非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会」を立ち上げ、AEDの効果的な運用方法を検討してきた。本ガイドラインは同特別委員会のAEDの設置基準と保守管理等に関するWG

における検討結果を踏まえて、具体的な設置・管理基準をまとめたものである。

２．ＡＥＤ設置が求められる施設

（１）AED の設置に当たって考慮すべきこと

心停止は、発生場所によってその頻度も救命率も大きく異なる[3,4]。院外心停止の 7 割以上が住宅で発生するが[5]、目撃される割合、VF の検出頻度は公共場所のほうが高く、除細動の適応となり、救命される可能性も高い[5,6]。そのため、先進国では公共場所を中心とした AED 設置が推奨されてきた[7-10]。

AED を効果的・効率的に活用するためには、人口密度が高い、心臓病を持つ高齢者が多い、運動やストレスなどに伴い一時的に心臓発作の危険が高いなど心停止の発生頻度に直接関わる要因だけでなく、目撃されやすいこと、救助を得られやすい環境であることも考慮する必要がある。

また、市民に救助をゆだねるという性格上、一定の救命率が期待される状況下での普及を推し進めるという考え方も必要である。その一方で、旅客機や離島など、救急隊の到着に時間がかかる場所や、医療過疎地域等で迅速な救命処置が得られにくい状況に対しても、住民のヘルスサービスの一環として不公平が生じないよう AED 設置に配慮すべきである。

表 1：AED の効果的・効率的設置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止（中でも電気ショックの適応である心室細動）の発生頻度が高い（人が多い、ハイリスクな人が多い）
2. 心停止のリスクがあるイベントが行われる（心臓震盪のリスクがある球場、マラソンなどリスクの高いスポーツが行われる競技場など）
3. 救助の手がある／心停止を目撃される可能性が高い（人が多い、視界がよい）
4. 救急隊到着までに時間を要する（旅客機、遠隔地、島しょ部、山間等）

（２）AED の設置に当たって目安となる心停止の発生頻度

AED の設置に際して考慮すべき第一の条件として、心停止の発生頻度が高いところに AED を設置するべきである。PAD プログラムの効果を証明した大規模な地域介入試験である PAD trial では、院外心停止が 2 年に 1 件以上目撃されている施設や、50 歳以上の成人 250 人以上が 1 日 16 時間以上常在している施設に対し、AED の設置を進め、救命率向上を証明した[11]。この結果を踏まえ、2005 年のヨーロッパのガイドラインでは、院外心停止が発生する可能性が高い場所としての空港、カジノ、スポーツ施設など、少なくとも 2 年に 1 件院外心停止が発生する可能性がある施設を AED 設置に適している場所として推奨した[12]。

一方、アメリカでは、AED 設置が奨められる公共場所として、5 年に 1 件以上の心停止が発生する場所を推奨している[8]。このような AED の設置によって公共の場の約 2/3 の院外心停止をカバー出来るとされている[3]。

（３）AED 設置施設の具体例

上記の議論を踏まえて以下にAEDの設置が推奨される施設、および有益と考えられる施設の具体例を示す。

【AEDの設置が推奨される施設（例）】

① 駅・空港

日本では、公共の場所のうち、特に多数の人が集まる駅での心停止発生、並びにAEDの使用例が多いとの報告がある[13,14]。都市部において鉄道は主たる移動手段で年齢を問わず多くの人が集まる場所であり、一日の平均乗降数が10,000人以上の駅ではAED設置が望ましい[15]。また、混雑する人ゴミの中で救命処置を円滑に行うためにも職員らによる周到な準備・訓練が不可欠である。

空港でのAEDの必要性は①駅での理由に加え、長旅や疲労などによるストレスが高まる環境にさらされ心臓発作を起こしやすいと報告されている。欧米からも空港におけるAEDの有効性は示されており[16]、空港もAEDの積極的な設置が求められる。

② 旅客機、長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関

旅客機内は、長旅や疲労などによる心臓発作のリスクに加え、孤立して救急隊の助けが得られにくい特殊性からもAEDの必要性が高い。旅客機内ではAED使用例が一定頻度で発生しており、その有効性も実証されていることから、旅客機内にはAEDを設置することが望ましい[17,18]。同様に、新幹線・特急列車、旅客船・フェリーなどの長距離乗客便にはAEDを設置することが望ましい。

③ スポーツジムおよびスポーツ関連施設

スポーツ中の突然死は、比較的若い健常人に発生することが多く、心停止を目撃される可能性も高い。球技やランニングの他、運動強度の高いサッカー、水泳、マラソンなどのスポーツでは心室細動の発生が多い。また、野球やサッカー、ラグビーなどの球技、あるいは空手などの格闘技では心臓震盪の発生が比較的多いことが報告されている[19-21]。スポーツジムおよび管理事務所を伴うグラウンド、球場等、これらのスポーツを実施する施設にはAEDを設置することが望ましい[15,22-24]。

ゴルフは他のスポーツに比べ競技者の年齢が高く、ゴルフコース1施設あたりの心停止発生率は、0.1/1年と高い[22]。また、ゴルフ場は郊外にあることが多く、救急車到着までに時間を要すると考えられることからも5分以内の除細動が可能となるようにコース内に複数台のAEDを設置することが望ましい。

④ デパート・スーパー・飲食店などを含む大規模な商業施設

近年、日本では郊外型の大規模なショッピングモール、デパート、スーパー、集客施設が増えており、一日5,000人以上の利用者数のある施設、（常時、成人が250名以上いる規模を目安とする。）には複数台のAEDを計画的に配置することが望ましい[11,15]。

⑤　多数集客施設

アミューズメントパーク、動物園、（監視員のいる）海水浴場、スキー場、大規模入浴施設などの大型集客娯楽施設、観光施設、葬祭場などには複数の AED を設置することが望ましい[11]。

⑥　市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設

規模の大きな公共施設は、心停止の発生頻度も一定数ある上に、市民への啓発、AED 設置・管理の規範となるという意味からも AED を設置することが望ましい。

⑦　交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設

人口密集地域にある公共施設は、地域の住民の命を守るという視点から、施設の規模の大小、利用者数に関わらず、AED を設置することが望ましい。

⑧　高齢者のための介護・福祉施設

50 人以上の高齢者施設などの高齢者のための施設では、一定以上の頻度で心停止が発生しており、AED の設置が望ましい[15]。

⑨　学校（小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等）

学校における心停止は、児童・生徒に限らず、教職員、地域住民など成人も含め一定頻度報告されている[25,26]。日本において、学校管理下の児童・生徒の突然死のおよそ 3 割は心臓突然死で、年間 30～40 件の心臓突然死が発生していると報告されており[27]、学校はもっとも AED の設置が求められる施設の一つである。日本のほとんどの学校には、少なくとも 1 台の AED は設置されているが[28]、広い学校内において心停止発生から 5 分以内の除細動を可能とするためには複数台の AED を設置する必要がある。また、学校における突然死の多くは、クラブ活動や駅伝の練習、水泳中など、運動負荷中に発生しており、運動場やプール、体育館のそばなど、発生のリスクの高い場所からのアクセスを考慮する必要がある[29]。

⑩　会社、工場、作業場

多くの社員を抱える会社、工場、作業場などは AED 設置を考慮すべき施設である。例えば、50 歳以上の社員が 250 人以上働く場所・施設には AED を設置することが望ましい[11]。

⑪　遊興施設

競馬場や競艇場、パチンコなどの遊興施設では極めて人口の密集した環境下で、ストレスも高い為に心停止発生のリスクが高い。更に、目撃される可能性も高いことから AED の設置が望ましい[15,30]。

⑫　大規模なホテル・コンベンション

ホテルやコンベンションは、多人数が集まるうえに、滞在時間も長いため、AED の設置が望ま

しい。

⑬　その他

⑬－1　一次救命処置の効果的実施が求められるサービス

民間救急車などのサービスの性質上、AED を用いた一次救命処置の実践が求められる施設は、AED の設置および訓練が求められる。

⑬－2　島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域などでは、救急隊や医療の提供までに時間を要するため、AED の設置が求められる。

【AED の設置が考慮される施設（例）】

①　地域のランドマークとなる施設

地域の多人数を網羅している、救急サービスの提供に時間を要するなどの地域の実情に応じ、郵便局、24 時間営業しているコンビニエンスストアなど救助者にとって目印となり利用しやすい施設への AED の設置は考慮して良い。

②　集合住宅

自宅での心停止は、同居者が不在か、居ても睡眠中や入浴中などでは目撃されないことが多く、またその同居者がしばしば高齢で、迅速で適切な救助が得られないなどの理由から AED 設置の有効性は未定である。しかし、我が国では突然心停止の発生は 70%近くが自宅・住居であり、集合住宅が多いため、集合住宅等の人口が密集した環境では AED 設置の効果が期待される[4,5]。

表 2：AED の設置が推奨される施設の具体例

1. 駅・空港
2. 旅客機、長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関
3. スポーツジムおよびスポーツ関連施設
4. デパート・スーパー・飲食店などを含む大規模な商業施設
5. 多数集客施設
6. 市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設
7. 交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設
8. 高齢者のための介護・福祉施設
9. 学校（小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等）
10. 会社、工場、作業場
11. 遊興施設
12. 大規模なホテル・コンベンション
13. その他

13－1　一次救命処置の効果的実施が求められるサービス

13－2　島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域など、救急隊や医療の提供までに時間を要する場所

3．AEDの施設内での配置方法

日本のAED普及の実態と効果を検証した調査では、公共AEDによる除細動は心停止から平均3分以内に行われており、40%近い社会復帰率を示した[31]。あわせて、除細動が1分遅れると社会復帰率が9%減少すること、AEDを1000m四方に1台から500m四方に1台、すなわち設置密度を4倍にすると、社会復帰率も4倍になることが示された[31]。愛知万博では300m毎に100台が設置され、会場内で発生した心停止5例中4例で救命に成功した。コペンハーゲンの調査では、住宅地域では100m間隔でAEDを設置することを推奨されるべきであるとしている[4]。更に、日本の別の研究では、市民が心停止を目撃してから、119番通報（心停止を認識し行動する）までに2，3分を要することが示されている[32]。

市民にその処置をゆだねるという性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況で、AEDの使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。

（1）目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では、放課後のクラブ活動におけるアクセスを重視して、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。

（2）AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。

（3）AEDを設置した施設の全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握していることが求められる。

（4）可能な限り24時間、誰もが使用できることが望ましい。使用に制限がある場合は、AEDの使用可能状況について情報提供することが望ましい。

（5）インジケーターが見えやすく日常点検がしやすい場所への配置、温度（夏場の高温や冬場の低温）や風雨による影響などを考慮し、壊れにくい環境に配置することも重要である。

表3：AEDの施設内での配置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止から5分以内に除細動が可能な配置
   - 現場から片道1分以内の密度で配置
   - 高層ビルなどではエレベーターや階段等の近くへの配置
   - 広い工場などでは、AED配置場所への通報によって、AED管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮
2. 分かりやすい場所（入口付近、普段から目に入る場所、多くの人が通る場所、目立つ看板）
3. 誰もがアクセスできる（カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる）
4. 心停止のリスクがある場所（運動場や体育館等）の近くへの配置
5. AED配置場所の周知（施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等）
6. 壊れにくく管理しやすい環境への配置

4．AEDの管理と配置情報の公開

AEDを有効に機能させるために、以下が求められる

（1）AED設置施設ではAED管理担当者や担当者が設定し、機器の定期的な保守管理を行うこと。

（2）地方自治体は、管轄地域のAED設置情報を把握し、適正配置に努めることが望ましい。また、地域のAEDの情報を積極的に日本救急医療財団や地方自治体が運営するAEDマップに登録し、住民に情報提供することが望ましい。

（3）AED設置施設は、地方自治体等の求めに応じ、AED設置情報を積極的に登録・公開し、AED保有情報（AED Inventory*3）を公開することが望ましい。

（4）AED が使用された場合、地域の救急医療体制の検証の一環として、当該地域のメディカルコントロール協議会が中心となり、使用時の心電図データ等を検証すること。AED 設置施設は、メディカルコントロール協議会などの求めに応じて、これらの情報を消防機関や医療機関へ提供することが望ましい。

5．その他 AED の設置・配備が求められる状況

上述のような施設にAEDを設置する以外に、地域の適性に応じて、パトカーや消防自動車にAEDを搭載するなど、1台のAEDを有効に活用し、広範囲を網羅することも推奨される[33]。

また、以下のように、突然の心停止のリスクが想定される環境では、AEDの配備が求められる。

① 大規模なマラソン大会

身体活動や運動に伴う突然死の発生頻度は 1 日の中でより長い時間を過ごす安静時と比べれば低いと言われているが、強度の高い運動を行った場合は、一時的に心臓突然死のリスクが増加することが指摘されている [34]。運動種目別にみると、マラソンは心臓突然死が起こりやすい種目として報告されている [35]。最近、マラソン大会中の心臓突然死のリスクは、0.5 件／10 万参加者という報告がなされた [36]。近年、日本で数多く開催されている大規模な市民参加型のマラソンでは、数多くの心停止が報告されており、市民ランナーの増加により、従来の競技者中心のマラソンより心停止発生のリスクが高まっていると考えられる。実際、マラソン大会中に参加中の競技者が突然の心停止になり、AED が導入されていたため、心拍が再開し生存者の数が増えてきていることが報告されている [36,37]。最近は市民参加型の大規模マラソン大会などが多く開催されており、これらの競技を行う際には、競技場だけでなく、コース全体を通じて AED が使える体制を整えておく必要がある。参加者が 5,000 人を超えるような大規模なマラソン大会では、定点配置のみならず、併走車や自転車隊などを利用したモービル AED 体制も有用である。

② 心臓震盪

ボールや人間同士がぶつかる野球、空手、サッカー、ラグビーなどの競技では、心臓震盪による突然死が、若年者の運動中の突然死のうち 20%を占めることが指摘されており、一次予防として胸部プロテクターの使用が義務づけられている競技もある [19,20]。少年スポーツは AED が常設されていない小規模な施設、球場などで開催される場合も多く、これら心臓震盪のリスクを伴う競技を行う団体は、AED を携帯するなどの準備をしておく必要がある。

③　突然死のハイリスク者

突然死のリスクが高いものに対しては、植え込み型除細動器（ICD）の植え込みが第一選択となる。しかし、患者の状態、意向、年齢など何らかの理由で、突然死のリスクが高いにもかかわらず、ICD の植え込みが行われない場合も少なくない。若年者の肥大型心筋症、QT 延長症候群、運動誘発性多形性心室頻拍などハイリスク者がいる場合、周囲で救助を行うものがいることが期待される状況下であれば、自宅等に AED の準備をすることを考慮してもよい。

6．AED 使用の教育・訓練の重要性

AED の設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない。設置された AED が維持管理し、いつでも使えるようにしておくことが必要である。次に、設置施設の関係者や住民等にその AED の設置場所を周知させる努力も欠かせない。

そして、教育と訓練により AED を使用できる人材を増やすことも忘れてはならない。心肺蘇生法講習会を受けることで市民の救命意識は向上し、心肺蘇生の実施割合が増加することが報告されている[38-42]。心肺蘇生法の普及、実施割合が不十分な現状、AED があったにもかかわらず、使用されない事例の報告が知られている、AED を有効に活用し、心停止例の救命率を向上させるために、従来以上に心肺蘇生法講習会を積極的に展開し、一般市民の心肺蘇生法に対する理解を深め、AED を用いた心肺蘇生法を行うことができる人材を増やす必要がある。教育と訓練に当たっては、AED 設置施設の関係者とそれ以外の一般市民に分けて対策を進めることが有効かつ効率的と思われる。

（1）AED設置施設関係者に対する教育と訓練

AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日ごろから施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくこと必要がある。合わせて、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応を想定した訓練を行うことが望まれる。

（2）それ以外の一般市民に対する教育と訓練

AED 設置施設関係者以外でも、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民が AED の使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要がある。これまで、多大な労力とコストを要することが心肺蘇生法普及の障害の一つとなってきたが[43]。近年、良質な胸骨圧迫と AED による早期の電気ショックの重要性が強調されるとともに、胸骨圧迫のみの心肺蘇生と AED の組み合わせの有効性が示されている[31,44]。胸骨圧迫のみに心肺蘇生法を単純化することによって、短時間の教育でも一般市民が、心肺蘇生法と AED の使い方を習得できることが示されている[45,46]。中でも、AED が使用可能な状況下では、胸骨圧迫の実施と、AED を用いた早期電気ショックが効果的であることは実証されており[47]、全ての国民が、少なくとも胸骨圧迫と AED の使用を実践できるように、更なる心肺蘇生法の教育・普及が求められている。

日本版ガイドライン 2010、救急蘇生法の指針において言及されているとおり、胸骨圧迫と AED の操作にポイントを絞り、短時間で学ぶことのできる入門講習（詳細は別表参照）も積極的に活用し、少なくとも胸骨圧迫と AED の操作が実践可能な人々を増加させ、設置が広がりつつある AED を有効に活用することのできる社会を築き上げる必要がある[10]。

なお、短時間でもビデオなどでAEDの使い方を学ぶことで、より正確にAEDの操作習得することができると報告されている[46]。実際は講習会を受講していなくてもAEDを使えることも報告されており[48-52]、訓練なしでもAEDの使用は制限されるべきではないが、質の高い救命処置を行うためにAEDを用いた救命処置訓練が行われることが望ましいと考える。そのためには教室での講習だけでなく、施設内で救命訓練を行うことも重要である。施設内の様々な場所で心停止が発生した場合を想定し、誰がどのように動き、119番通報、AED運搬などにあたるかをシミュレーション体験してみることも役に立つ。

7．おわりに

冒頭にも触れたとおり、我が国では、過去9年間で多数のAEDが全国の公共スペースに設置され、AEDの普及により多くの成果がもたらされてきた。しかし、単にAEDの設置数を増やすだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない。今後は、本ガイドラインでも示したように、今後は効率性を考えた戦略的配置と、管理と教育・訓練など、いざという時にAEDが機能するような日頃からの準備を充実させていく必要がある。

それには、地方自治体、AED設置施設のより積極的な取り組みが求められる。一部の地域で具体化されているAEDの普及啓発に関する条例の制定、一定の基準を満たす施設のAEDについては経済的な援助や優良施設としての認定を与え、それを条件に設置情報の登録と公開を義務づけるといった仕組みも有効であろう。本ガイドラインが、AEDの導入を検討している、或いは既に設置済みの自治体や民間施設の参考となり、多くの救いうる命が救われることを願う。

謝辞

本ガイドラインを作成するにあたり、日本循環器学会AED検討委員会並びに日本心臓財団が共同で提言を行った資料を基礎として、日本救急医療財団の非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会並びにAEDの設置基準と保守管理等に関するWGでの議論を参考にさせていただきました。この場を借りて関係各位の皆様、そして委員諸氏に御礼を申しあげます。

非医療従事者によるＡＥＤ使用のあり方特別委員会

一般財団法人日本救急医療財団理事長　島崎　修次

総括委員長　坂本哲也

ＡＥＤの設置基準と保守管理等に関するＷＧ

平出　　敦　　三田村秀雄　　岡本　征仁

奥水　健治　　畑中　哲生　　田邉　晴山

ＡＥＤの設置基準に関する作業部会

石見　　拓　　漢那　朝雄　　北村　哲久　　小菅　宇之

坂本　哲也　　田中　秀治　　畑中　哲生　　平出　　敦

三田村秀雄　　横田　裕行

別表：非医療従事者による AED の使用を促すための入門講習の例

別表－1）入門講習　45 分

1～2 人に 1 個の簡易トレーニングキットを用いた胸骨圧迫のみの CPR と AED 講習

到達目標

1. 基本的な胸骨圧迫の方法を習得する
2. 救命の連鎖における第 1 発見者の行動の重要性を理解する
3. 安全に AED を使用する

準備物品

1. 1～2 人に 1 個の簡易トレーニングキットと簡易 AED
2. DVD 教材とプロジェクター等映像・音響環境
3. AED トレーナーが 1 台以上あれば望ましい

指導者：受講者＝1 人：多人数（DVD ベースで、全体で一斉に指導。10～20 名に 1 名程度補助指導者）

項目	学習目標	学習内容	所要時間
導入	心臓突然死の特徴	・導入講義（スライド／ビデオ等）	5分
	命の大切さと心臓の働きと心停止	・心臓の働きと位置を知る ・心停止の意味と心肺蘇生の必要性を知る ・救命の連鎖、市民の役割、AEDの必要性を理解する	5分
胸骨圧迫のみの心肺蘇生（実技）	初動	・自身の身の安全確保の重要性を知る ・反応の確認、119番通報とAEDの要請	3分
	呼吸の確認	・呼吸の有無の確認 ・死戦期呼吸は心停止と判断する	3分
	胸骨圧迫の実施	・胸骨の位置を確認する ・正しい胸骨圧迫の方法を知り体験する ・胸骨圧迫の交代の方法を知り体験する	10分
AEDの使い方（実技）	AEDの使い方（胸骨圧迫の実施を含む）	・AEDの正しい使い方を知り、模擬AEDで体験する ・安全を確認し、電気ショックボタンを押す ・電気ショック適応の場合の対応 ・電気ショック不要の場合の対応	14分
まとめ	学習のまとめ	・心停止に遭遇した際に知っておいてほしいこと（倫理的問題、ストレスケア等） ・人工呼吸が必要な心停止について（紹介／デモ等） ・質疑応答	5分

別表－2）入門講習　90 分

到達目標

1. 基本的な胸骨圧迫の方法を習得する
2. 救命の連鎖における第 1 発見者の行動の重要性を理解する
3. 安全に AED を使用する

準備物品

1. 4～5 人に 1 体の蘇生訓練人形と AED トレーナー

指導者：受講者＝1 人：4～5 名（指導者ベース）

項目	学習目標	学習内容	所要時間
導入 （全体講義）	心臓突然死の特徴	・導入講義（スライド／ビデオ等）	5分
	命の大切さと 心臓の働きと心停止	・心臓の働きと位置を知る ・心停止の意味と心肺蘇生の必要性を知る ・救命の連鎖、市民の役割、AEDの必要性を理解する	5分
胸骨圧迫のみの 心肺蘇生 （グループ毎に実技）	初動	・自身の身の安全確保の重要性を知る ・反応の確認、119番通報とAEDの要請	5分
	呼吸の確認	・呼吸の有無の確認 ・死戦期呼吸は心停止と判断する	5分
	胸骨圧迫の実施	・胸骨の位置を確認する ・正しい胸骨圧迫の方法を知り体験する ・胸骨圧迫の交代の方法を知り体験する	15分
AEDの使い方 （グループ毎に実技）	AEDの使い方	・AEDの正しい使い方を知り、模擬AEDで体験する ・安全を確認し、電気ショックボタンを押す	15分
シナリオシミュレーション（実技）	AEDを用いた救命処置 （胸骨圧迫の実技を含む）	・電気ショック適応の場合の対応 ・電気ショック不要の場合の対応	25分
まとめ	学習のまとめ	・心停止に遭遇した際に知っておいてほしいこと（倫理的問題、ストレスケア等） ・口頭指導の紹介 ・人工呼吸付心肺蘇生のデモ展示 ・質疑応答	15分